

- 添付資料目次 -

(平成15年通常国会提出法案関係)

- (1) 裁判の迅速化に関する法律案関係
- (2) 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案関係
  - ・ 簡易裁判所の管轄の拡大及び民事訴訟等の費用に関する制度の整備関係
  - ・ 民事調停官及び家事調停官の制度の創設関係
  - ・ 弁護士及び外国法事務弁護士の制度の整備関係
- (3) 仲裁法案関係
- (4) 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案関係
- (5) 民事訴訟法等の一部を改正する法律案関係
- (6) 人事訴訟法案関係
- (7) 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案関係

(措置事項関係)

- (1) 民事司法制度改革関係(裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化関係)
- (2) 法曹人口の拡大関係
- (3) 法曹養成制度改革関係
- (4) 裁判官制度改革関係
- (5) 司法教育の充実関係

# 裁判の迅速化に関する法律案について

## 《裁判の迅速化》

### 【審理期間の目標等】

第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させることなどを目標とし、充実した手続の実施とこれを支える制度・体制の整備により迅速化を実現

### 【制度・体制の整備】

制度・体制の整備は、訴訟手続等の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所・検察庁の人的体制の充実、弁護士の体制の整備等により実施

### 【手続の公正・適正】

当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続の公正・適正な実施を確保

## 《迅速化に関する検証》

検証結果の適切な活用

検証結果を2年ごとに国民に明示するため公表

裁判の迅速化の推進に必要な事項を明らかにするための最高裁による検証

## 《迅速化の担い手の責務》

### 【国の責務】

裁判の迅速化の推進に必要な施策の策定・実施

### 【政府の措置】

法制上・財政上の措置等

### 【日本弁護士連合会の責務】

裁判の迅速化に関し、弁護士の体制の整備に努める

### 【裁判所の責務】

充実した手続の実施により、可能な限り裁判の迅速化の目標を実現するよう努める

### 【当事者等の責務】

可能な限り裁判の迅速化の目標が実現できるよう、手続上の権利は誠実に行使

# 裁判の迅速化に関する法律案の概要

司法制度改革推進本部

## 1 目的

裁判の迅速化に関し、その趣旨、国の責務その他の基本となる事項を定めることにより、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする。

## 2 裁判の迅速化

- (1) 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続を二年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等为目标として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。
- (2) 裁判の迅速化に係る制度及び体制の整備は、訴訟手続等の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、弁護士の体制の整備等により行われるものとする。
- (3) 裁判の迅速化に当たっては、当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない。

## 3 国の責務等

- (1) 国は、裁判の迅速化を推進するため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 政府は、上記施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- (3) 日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、裁判の迅速化に関し、弁護士の体制の整備に努めるものとする。
- (4) 受訴裁判所その他の裁判所における手続を実施する者は、充実した手続を実施することにより、可能な限り裁判の迅速化に係る目標を実現するよう努めるものとする。
- (5) 当事者、代理人、弁護人その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者は、可能な限り裁判の迅速化に係る目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

## 4 最高裁判所による検証

- (1) 最高裁判所は、裁判の迅速化を推進するため必要な事項を明らかにするため、裁判の迅速化に係る総合的かつ多角的な検証を行い、その結果を、二年ごとに、国民に明らかにするため公表するものとする。
- (2) 検証の結果については、国の施策の策定及び実施に当たって、適切な活用が図られなければならない。

## 5 施行期日

公布の日から施行する。

# 裁判所法、民事訴訟法及び民事訴訟費用等に関する法律の一部改正 - 裁判所へのアクセスの拡充 -

## 簡易裁判所の管轄拡大

民事訴訟事件の管轄の上限を現行の90万円から  
140万円に引上げ

簡易裁判所の機能の拡充

裁判所へのアクセスの拡充

## 利用者の費用負担の軽減

訴えの提起の手数料の低額化・算出方法の簡素化

目的の価額が200万円以上の訴訟の手数料の額を引  
下げ  
訴えの提起の手数料の額の算出方法を簡素化

訴訟費用額確定手続の簡素化

訴訟費用額の算定方法を簡素化し、訴訟費用の回収  
を容易に

利用者の費用負担の軽減

## 訴えの提起の手数料の低額化・簡素化

現 行			改 定 案		
訴訟の目的の価額	手数料	手数料率	訴訟の目的の価額	手数料	手数料率
30万円まで	5万円までごとに 500円	1.0%	100万円まで	10万円までごとに 1,000円	1.0%
30万円を超え 100万円まで	5万円までごとに 400円	0.8%			
100万円を超え 300万円まで	10万円までごとに 700円	0.7%	100万円を超え 500万円まで	20万円までごとに 1,000円	0.5%
300万円を超え 1,000万円まで	20万円までごとに 1000円	0.5%			
1,000万円を超え 1億円まで	25万円までごとに 1000円	0.4%	1,000万円を超え 10億円まで	100万円までごとに 3,000円	0.3%
	1億円を超え 10億円まで	100万円までごとに 3,000円			
10億円を超える	500万円までごとに 10,000円	0.2%	10億円を超え 50億円まで	500万円までごとに 10,000円	0.2%
			50億円を超える	1,000万円までごとに 10,000円	0.1%

### 訴えの提起の手数料改定の例

訴訟の目的の価額	現 行	改定案		
100万円	8,600円	10,000円	(+1,400円)	(+16%)
200万円	15,600円	15,000円	(-600円)	(-4%)
500万円	32,600円	30,000円	(-2,600円)	(-8%)
1,000万円	57,600円	50,000円	(-7,600円)	(-13%)
2,000万円	97,600円	80,000円	(-17,600円)	(-18%)
5,000万円	217,600円	170,000円	(-47,600円)	(-22%)
1億円	417,600円	320,000円	(-97,600円)	(-23%)
10億円	3,117,600円	3,020,000円	(-97,600円)	(-3%)
100億円	21,117,600円	16,020,000円	(-5,097,600円)	(-24%)

### 定額制手数料の改定（昭和55年以降の経済指標の動向等に対応）

現 行	改定案	
300円	500円	【証拠保全の申立て、執行異議の申立て、保全異議の申立て等】
600円	800円	【家事甲類審判の申立て】
	1,000円	【抗告、非訟事件（会社の解散命令の請求等）、自己破産の申立て等】
900円	1,200円	【家事乙類審判の申立て、家事調停の申立て】
1,500円	2,000円	【保全処分の申立て】
3,000円	4,000円	【強制執行又は競売の申立て等】
10,000円	10,000円	【民事再生の申立て】
	20,000円	【破産申立て（債権者申立て）、会社更生の申立て等】

# 裁判所法、民事訴訟法及び民事訴訟費用等に関する法律の一部改正の概要

- 裁判所へのアクセスの拡充 -

## 第1 民事訴訟事件についての簡易裁判所の管轄の拡大及び訴えの提起の手数料の額の定め方等の改正

### 1 簡易裁判所の管轄の拡大（裁判所法等の一部改正）

簡易裁判所の管轄に属する民事訴訟事件の訴訟の目的の価額の上限額（現行は90万円）を140万円に引き上げる。

### 2 訴えの提起の手数料の見直し等（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

#### (1) 訴えの提起の手数料の額の引下げ

訴訟の目的の価額が200万円以上の訴訟について、手数料の額を引き下げる。

#### (2) 訴えの提起の手数料の額の定め方の簡素化等

現行の手数料の額の算出方法が定められた後の経済変動等を考慮し、訴えの提起等の手数料の額の算出方法を簡素化する。

額が一定とされている申立ての手数料については、その額が定められた昭和55年以降の経済変動等を考慮し、一定の引上げを行う。

### 3 民事訴訟等の費用の額の算定方法の簡素化（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

民事訴訟等の費用の額の算定方法については、可能な限り、記録上明らかな事実関係に基づき算定することができ、疎明資料を提出する必要がないものとなるように改正する。

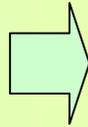
## 第2 その他所要の改正

民事調停法・家事審判法の一部改正  
-民事調停官・家事調停官制度の創設-

民事調停手続・家事調停手続

現行制度

裁判官が手続を  
主宰



改正案

裁判官に加え、  
弁護士から採用し  
た民事調停官・家  
事調停官(裁判所  
の非常勤職員)  
も、裁判官と同等  
の権限をもって手  
続を主宰

## 民事調停法・家事審判法の一部改正について（概要）

### 1 民事調停官及び家事調停官制度（いわゆる非常勤裁判官制度）の創設

民事調停法及び家事審判法を改正することにより、弁護士が、民事調停事件及び家事調停事件に関し、裁判官の権限と同等の権限をもって調停手続を主宰することができる制度を創設する。

### 2 民事調停官及び家事調停官の概要

#### 任命

民事調停官及び家事調停官は、5年以上の経験を有する弁護士から最高裁判所が任命する。

#### 職務

民事調停官及び家事調停官は、調停事件に関し、裁判官の権限と同等の権限をもって、調停事件の処理に必要な職務を行う。

#### 任期

民事調停官及び家事調停官の任期は2年とし、再任されることができる。

#### 勤務の形態

民事調停官及び家事調停官は、非常勤とする。

#### 身分保障

民事調停官及び家事調停官は、法定された解任事由に該当する場合を除いて、その意に反して解任されることはない。

#### 職権の行使

民事調停官及び家事調停官は、独立してその職権を行う。

#### 民事調停官の主な権限

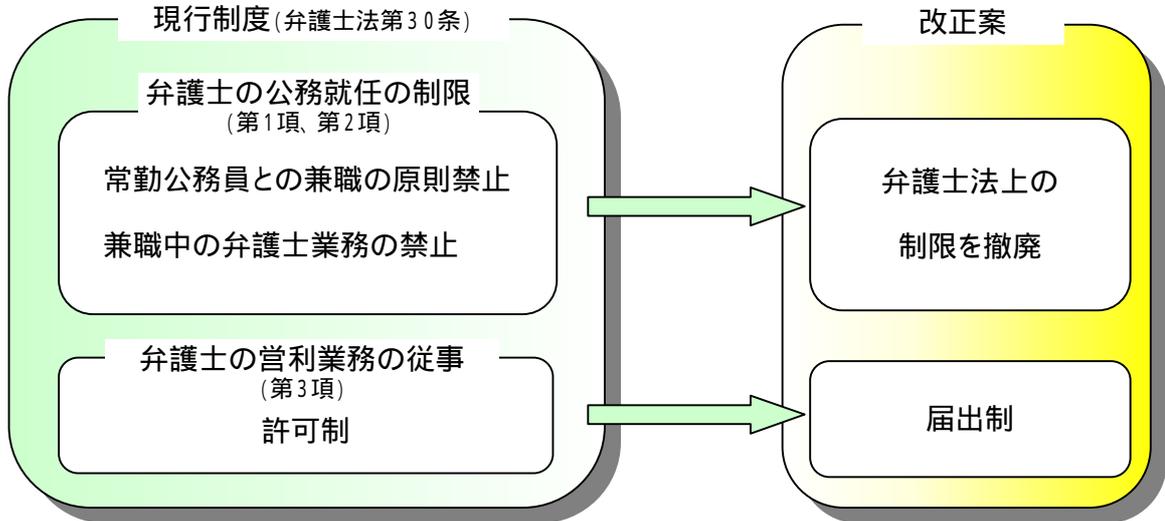
- ・ 調停委員会により又は単独で、調停手続を主宰すること
- ・ 民事調停法第17条所定の調停に代わる決定をすること

#### 家事調停官の主な権限

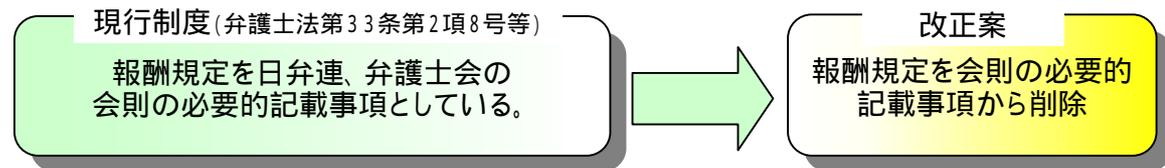
- ・ 調停委員会により又は単独で、調停手続を主宰すること
- ・ 家事審判法第23条所定の合意に相当する審判をすること
- ・ 家事審判法第24条所定の調停に代わる審判をすること

# 弁護士法の一部改正 - 弁護士制度の改革 -

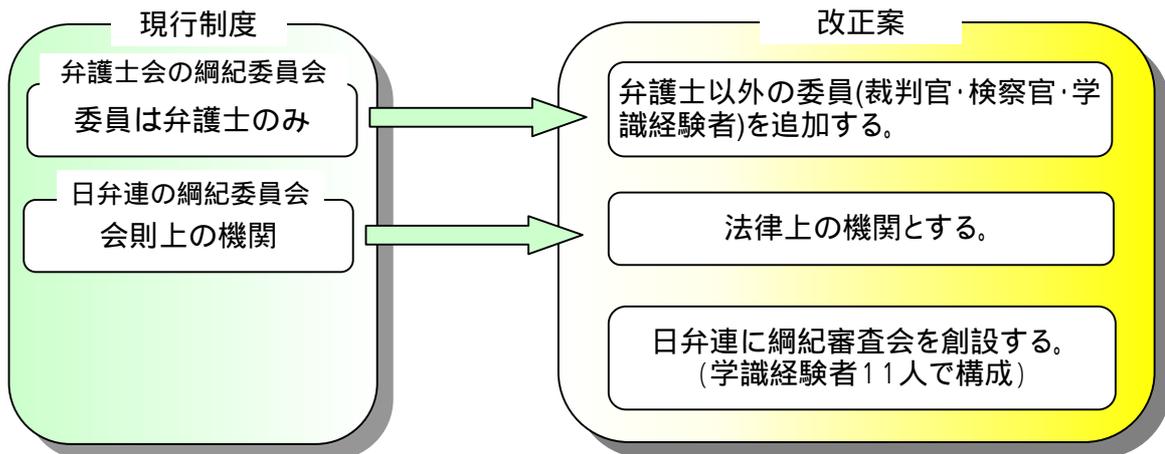
## 公務就任の制限の撤廃及び営利業務従事の制限の緩和



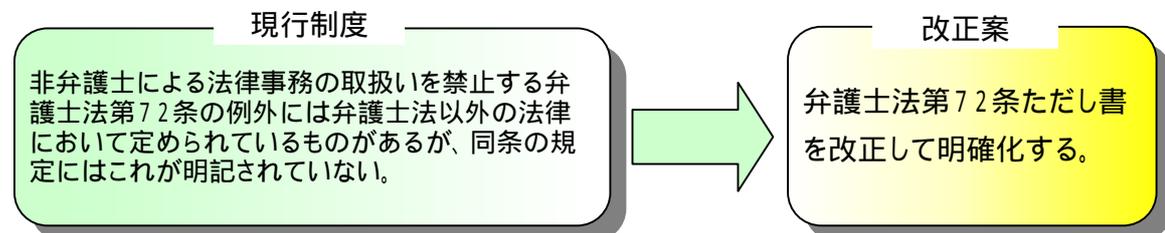
## 報酬規定の削除



## 綱紀懲戒手続の整備



## 非弁護士による法律事務の取扱い禁止の例外



**弁護士法の一部改正  
- 弁護士資格の特例の拡充について -**

< 現行制度 >

原則（弁護士法第4条）

司法修習生の修習を終えた者

**特例（弁護士法第5条）**

最高裁判官（第1号）

簡裁判事、検察官、裁判所調査官・事務官、法務事務官、司法研修所等の教官、衆・参議院法制局参事、内閣法制局参事官（第2号）  
司法試験合格後、経験年数5年以上

大学等の法律学の教授、助教授（第3号）  
経験年数5年以上



< 拡充の方向性 >

企業法務等の担当者、公務員

司法試験合格後、裁判手続関係等所定の法律関係事務（ ）に、7年以上従事  
所定の研修を修了

国会議員

司法試験合格後、経験年数5年以上

政令に定める試験を経て任命された検事(いわゆる特任検事)  
検事としての経験年数5年以上

（ ）法律事務の例

企業法務等の担当者	...	裁判手続関係、契約関係	等
公務員	...	裁判手続関係、法令の立案	等

## 弁護士法の一部改正について（概要）

### 1 弁護士となる資格の特例の拡充

企業法務の担当者や地方議会議員を含む公務員等であって、司法試験合格後、裁判手続等所定の法律関係事務に7年以上従事し、かつ、その後に所定の研修を修了した者に対して弁護士資格を付与する。

司法試験合格後、5年以上国会議員の職に在った者に弁護士資格を付与する。

いわゆる特任検事を5年以上経験した者に弁護士資格を付与する。

### 2 弁護士法上の公務就任の制限の撤廃と弁護士の営利業務従事の制限の緩和

弁護士法上の公務就任の制限を撤廃する。

弁護士が営利業務に従事する場合につき、許可制から届出制に移行する。

弁護士会は、営利業務に従事する弁護士の名簿を作成し、これを公衆の縦覧に供する。

### 3 弁護士の報酬規定の会則記載事項からの削除

弁護士の報酬規定を日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）・弁護士会会則の必要的記載事項から削除する。

### 4 弁護士の綱紀・懲戒手続の整備

#### (1) 弁護士会の綱紀委員会の委員

弁護士のみで構成されている弁護士会の綱紀委員会の委員に弁護士以外の委員（裁判官、検察官及び学識経験者）を加える。

#### (2) 日弁連の綱紀委員会

日弁連に法律上の機関として綱紀委員会を設置する。

日弁連の綱紀委員会は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験者である委員で組織する。

日弁連の綱紀委員会の機能

弁護士会の綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めないことを相当とする議決をした場合等において、懲戒請求者が異議の申出をしたときに、異議の審査を行う。

日弁連が懲戒の事由があると思料するときに、その求めにより、日弁

連の懲戒委員会に審査を求めることが相当か否か、事案の調査を行い議決をする。

弁護士及び弁護士法人の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

### (3) 綱紀審査会

日弁連に綱紀審査会を創設する。

綱紀審査会は、学識経験者（弁護士、裁判官及び検察官である者又はこれらであった者を除く。）11人で組織する。

#### 綱紀審査会の機能

弁護士会の綱紀委員会が懲戒委員会に審査を求めないことを相当とする議決をし、懲戒請求者が異議の申出をしたが、日弁連の綱紀委員会の審査により、日弁連がこれを棄却・却下した場合に、綱紀審査会に更なる審査の申出ができる制度とする。

綱紀審査会が出席した委員の3分の2以上の多数をもって、弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認める旨の議決をしたときは、事案は弁護士会に送付され、弁護士会の懲戒委員会の審査に付される。

### (4) 異議の申出及び綱紀審査の申出の期間

異議の申出の期間は60日とし、綱紀審査の申出の期間は30日とする。

### (5) 懲戒の処分の公告等

日弁連は、日弁連又は弁護士会が弁護士又は弁護士法人を懲戒したときは、懲戒の処分の内容を官報をもって公告する。

## 5 弁護士法第72条の明確化

非弁護士による法律事務の取扱いを禁止する弁護士法第72条の例外には弁護士法以外の法律において定められるものがある旨を、同条ただし書を改正して明確化する。

## 6 その他所要の改正

# 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正

- 弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働の推進 -

## 弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働の推進の必要性

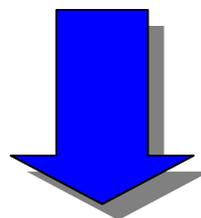
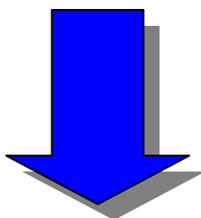
- \* 国際化時代の法的ニーズに十分に應えるため、日本法と外国法を含む包括的・総合的な法律サービスを提供し得る環境の整備が必要

### 共同事業等の制限

- \* 外国法事務弁護士と弁護士等との共同事業等の原則禁止
- \* 特定共同事業の例外的許容

### 雇用の禁止

- \* 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止



### 共同事業等の自由化

- \* 外国法事務弁護士と弁護士等との共同事業等禁止規定の削除
- \* 特定共同事業制度の廃止

### 雇用の自由化

- \* 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定の削除

### 弊害防止措置

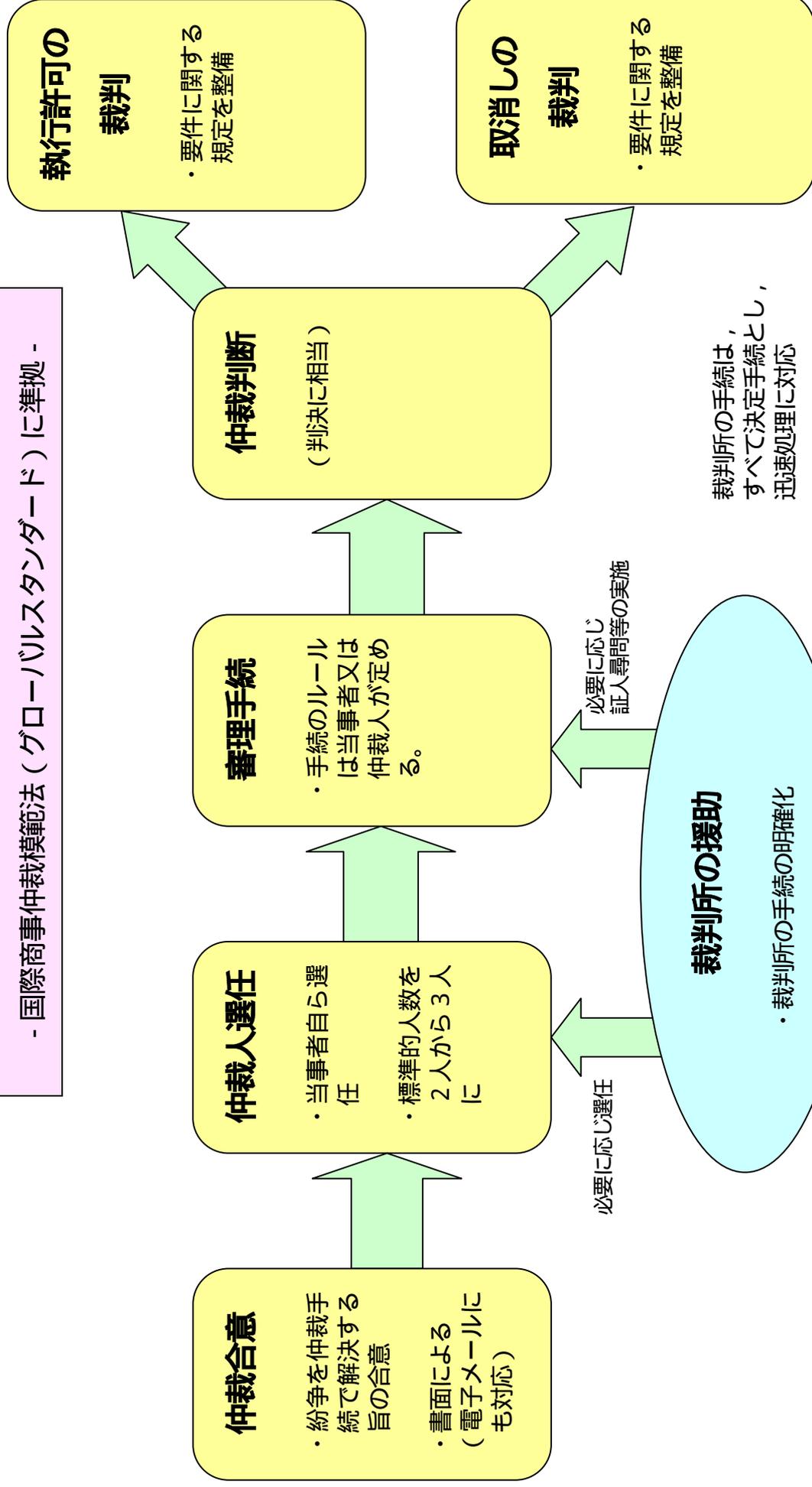
- \* 外国法事務弁護士による弁護士の雇用又は弁護士等との共同事業【外国法共同事業】についての日本弁護士連合会への届出制の設置
- \* 外国法事務弁護士による権限逸脱行為を防止するための規定の整備

## 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正について（概要）

- 第1 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定の削除等
  - 1 外国法事務弁護士（以下「外弁」という。）による弁護士の雇用を禁止する規定を削除する。
  - 2 外弁と弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）との共同事業及び収益分配を禁止する規定を削除し、特定共同事業制度を廃止する。
  
- 第2 弁護士を雇用する外弁が権限逸脱行為を行うことの防止措置  
 弁護士を雇用する外弁が、当該外弁が行うことのできる業務の範囲を超える法律事務（以下「権限外法律事務」という。）の取扱いにつき、被雇用弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をすることを禁止するなど、外弁が権限逸脱行為を行うことを防止するための措置を講ずる。
  
- 第3 弁護士等と外国法共同事業を営む外弁が権限逸脱行為を行うことの防止措置  
 組合契約等により弁護士等と法律事務を行うことを目的とする共同事業（以下「外国法共同事業」という。）を営む外弁が、相手方である弁護士等が自ら行う法律事務であって当該外弁の権限外法律事務に当たるものの取扱いにつき、不当な関与をすることを禁止する。
  
- 第4 外弁による弁護士の雇用等に係る届出  
 外弁による弁護士の雇用又は外弁と弁護士等との外国法共同事業に係る事項につき、外弁に日本弁護士連合会への届出を義務づける。
  
- 第5 外国法共同事業の表示  
 外国法共同事業に係る届出をした外弁については、第6に掲げる特例の適用がある場合を除き、その事務所名称に外国法共同事業を営む旨及び相手方である弁護士等の事務所名称を付加することを義務づける。
  
- 第6 一定の要件を満たす外国法共同事業を営む事務所の名称についての特例  
 一定の要件を満たす外国法共同事業を営む外弁の事務所については、「外国法共同事業」との文字を用いて相手方である弁護士等の事務所の名称と同一の名称を使用することができるものとする。
  
- 第7 その他所要の改正

# 仲裁法 案

- 国際商事仲裁模範法（グローバルスタンダード）に準拠 -



# 仲 裁 法 案 の 概 要

司法制度改革推進本部

## 1 基本方針

裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化の一環として，国際商事仲裁模範法（以下「模範法」という。）に沿った内容の新法を制定する（模範法は，国際連合国際商取引法委員会が作成し，国連総会決議において各国にその採用が推奨されている。）。

## 2 法律案の概要

### (1) 仲裁合意関係

- ・ 仲裁合意の対象となる紛争を，当事者が和解をすることができるものとする。
- ・ 仲裁合意を要式契約に改め，書面又は電子メール等に契約内容が記録されている場合でなければ，効力を有しないものとする。
- ・ 仲裁合意の対象紛争については訴訟の提起ができず，これに反して提起された訴訟は，被告の申立てにより却下されるものとする。

### (2) 仲裁手続関係

- ・ 仲裁手続のルールは，原則として当事者の定めるところによる。
- ・ 当事者間の合意がない場合の仲裁人の数を2人から3人に改める。
- ・ 仲裁手続の開始により，消滅時効が中断するものとする。
- ・ その他仲裁手続に関する所要の規定を整備する。

### (3) 仲裁判断関係

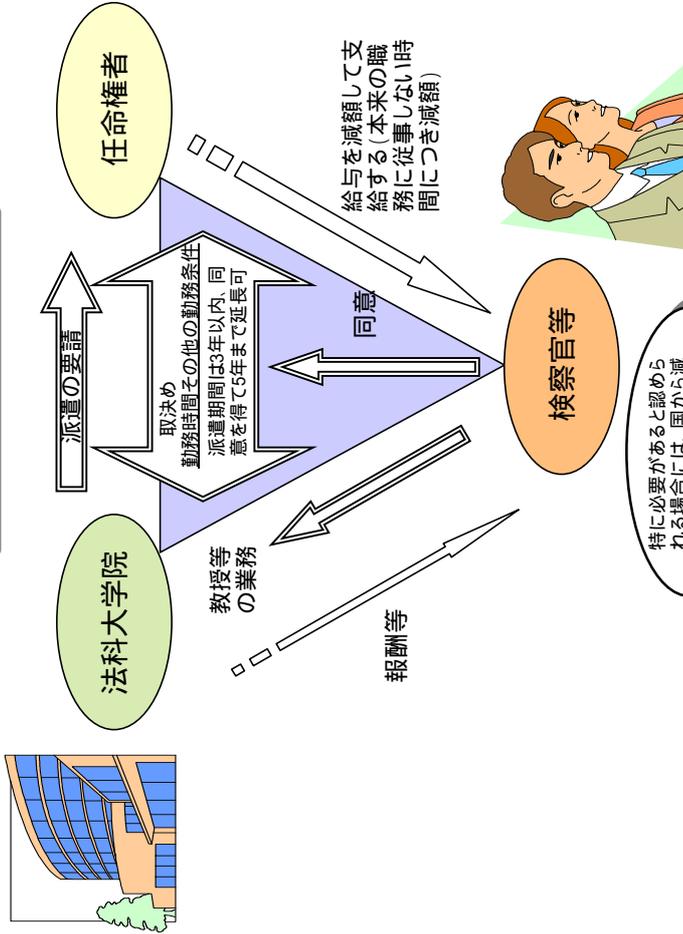
- ・ 仲裁判断書の記載事項を定める等，仲裁判断に関する規定を整備する。
- ・ 仲裁判断書の裁判所への預置制度を廃止する。
- ・ 仲裁判断の取消事由並びに承認及び執行の拒絶事由を整備する。

### (4) その他

- ・ 仲裁判断の取消し，執行等の申立て，仲裁人の選任，忌避及び解任の申立て等についての裁判所の手続を，決定手続とする。
- ・ 消費者と事業者間の仲裁合意及び労働者と使用者間の個別労働関係紛争についての仲裁合意につき，消費者又は労働者の保護のため，特則を設ける。
- ・ 公示催告手続及び仲裁手続に関する法律のうち，「第8編 仲裁手続」を削除し，同法の題名を「公示催告手続ニ関スル法律（仮称）」と改める。

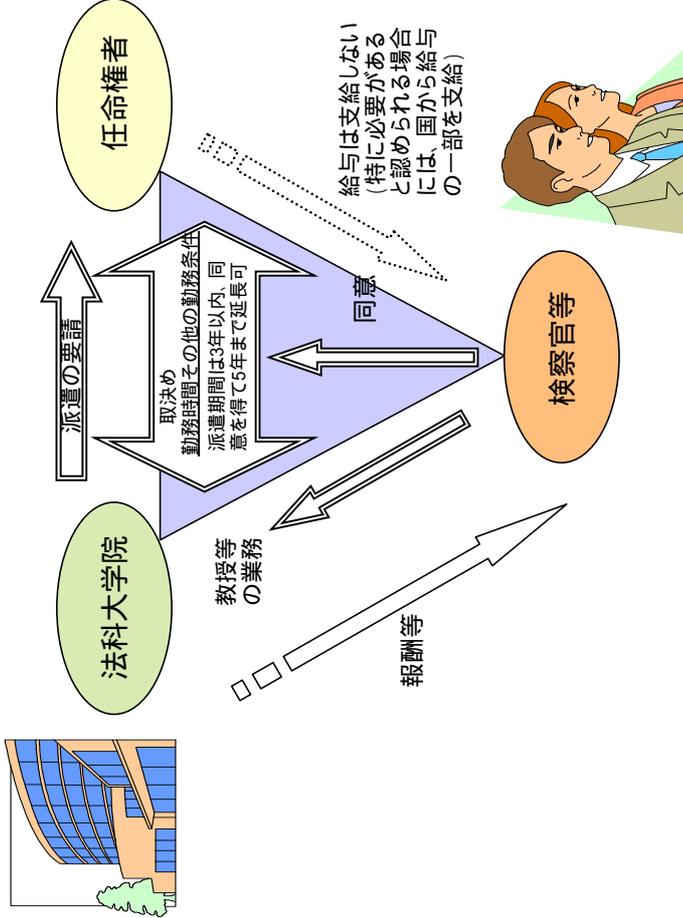
# 法科大学院への検察官その他の一般職国家公務員（検察官等）の派遣

## いわゆるパートタイム派遣

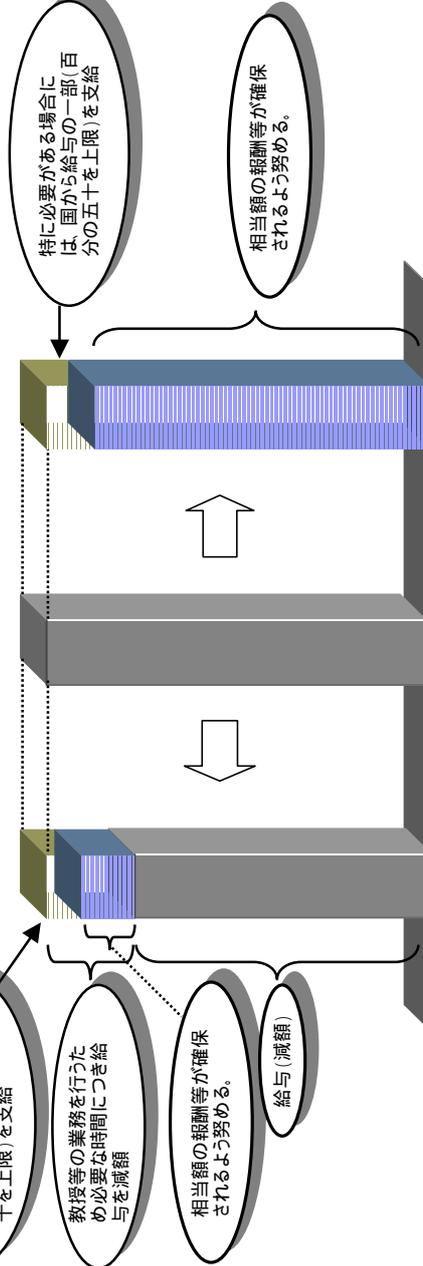


任命権者は、同意を得るに当たり、検察官等に取決めの内容を明示する。  
任命権者は、法科大学院から相当額の報酬等が確保されるよう努める。  
教授等の業務を行うため必要な時間は、本来の職務に従事せず、この時間につき給与を減額する。  
特に必要があると認められる場合には、国から減額分の一部を支給することができる。  
共済組合・退職手当等につき必要な措置を講ずる。

## いわゆるフルタイム派遣



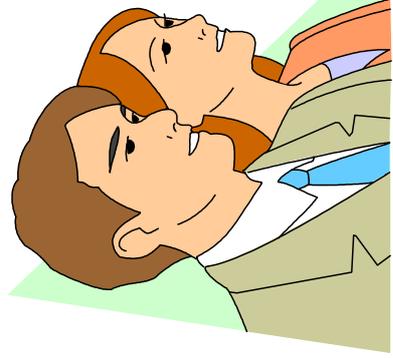
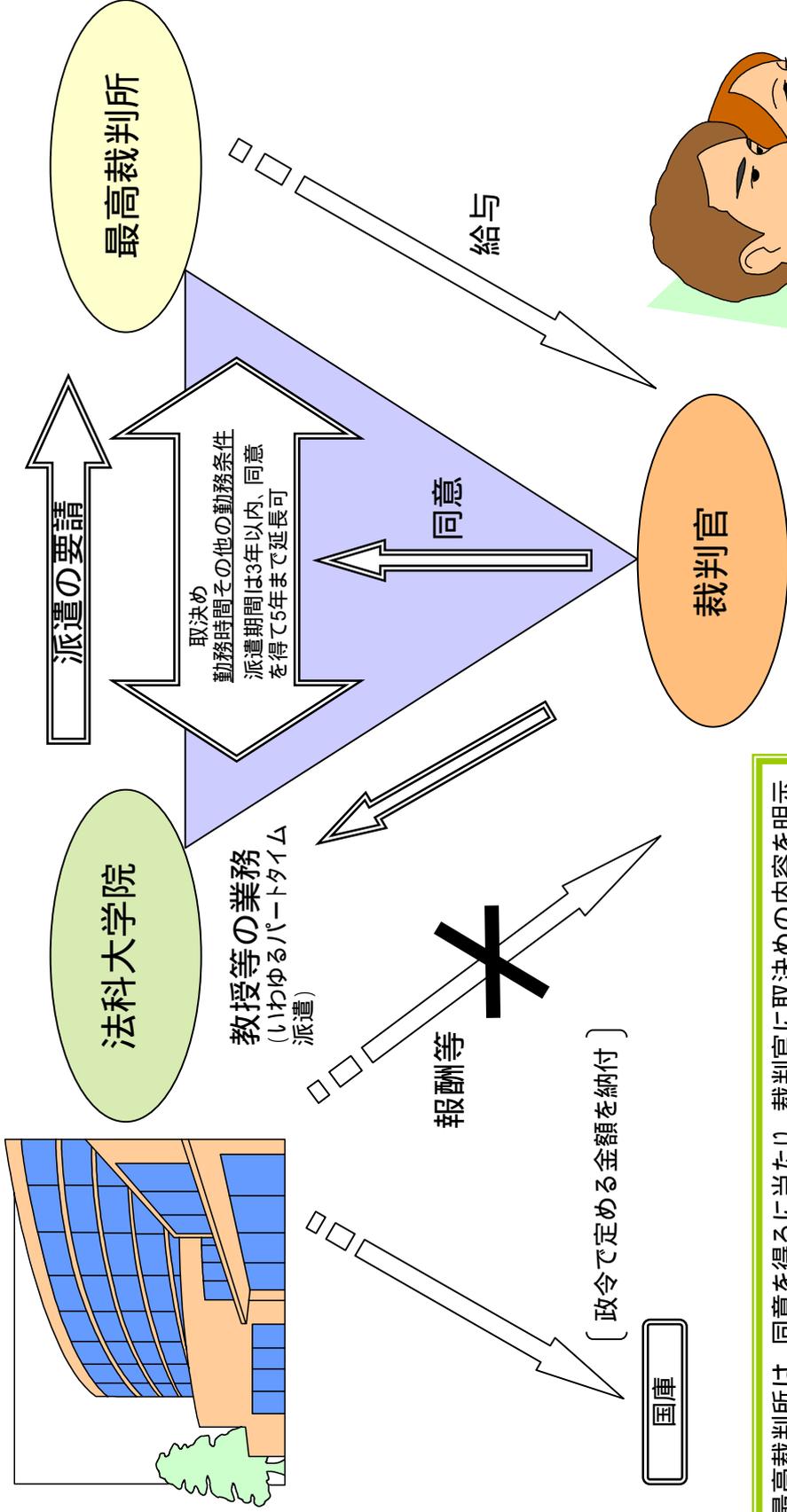
任命権者は、同意を得るに当たり、検察官等に取決めの内容を明示する。  
法科大学院から報酬等の支払を受ける（任命権者は、相当額の報酬等が確保されるよう努める。）  
国からは給与を支給しない。  
特に必要があると認められる場合には、国から給与の一部を支給することができる。  
共済組合・退職手当等につき必要な措置を講ずる。



（いわゆるパートタイム派遣） （いわゆるフルタイム派遣）

〔給与の支払等〕

# 法科大学院への裁判官の派遣



最高裁判所は、同意を得るに当たり、裁判官に取決めの内容を明示する。  
 裁判官は、法科大学院から報酬等の支払を受けない。  
 裁判官としての報酬その他の給与は減額されない。  
 法科大学院は政令で定める金額を国庫に納付する。  
 共済組合・退職手当等につき必要な措置を講ずる。

# 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案（概要）

## 1 目的

この法律は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第三条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、助教授その他の教員としての業務を行うための派遣に関し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。

## 2 法科大学院設置者による派遣の要請

法科大学院設置者は、当該法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を涵養するための教育を実効的に行うため、裁判官又は検察官等を教授、助教授その他の教員（以下「教授等」という。）として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

## 3 職務とともに教授等の業務を行うための派遣（いわゆるパートタイム派遣【裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員を対象】）

- (1)〔派遣の取決め等〕最高裁判所又は任命権者は、法科大学院設置者の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、裁判官又は検察官等の同意を得て、法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めて、裁判官又は検察官等が職務とともに法科大学院において教授等の業務を行うものとするすることができる。
- (2)〔派遣期間〕派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
- (3)〔報酬等（裁判官）〕裁判官については、法科大学院において報酬等の支払を受けないものとするが、裁判官としての給与は減額しない。  
法科大学院設置者は、政令で定める金額を国庫に納付しなければならない。
- (4)〔報酬等（検察官等）〕任命権者は、上記取決めにおいて、検察官等が法科大学院設置者から受ける報酬等について、相当額が確保されるよう努めなければならない。

法科大学院において教授等の業務を行う検察官等については、本来の職務に従事しない時間につき給与を減額して支給する。ただし、特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣期間中、法科大学院設置者から受ける報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、その減額された給与の減額分の百分の五十以内を支給することができる。

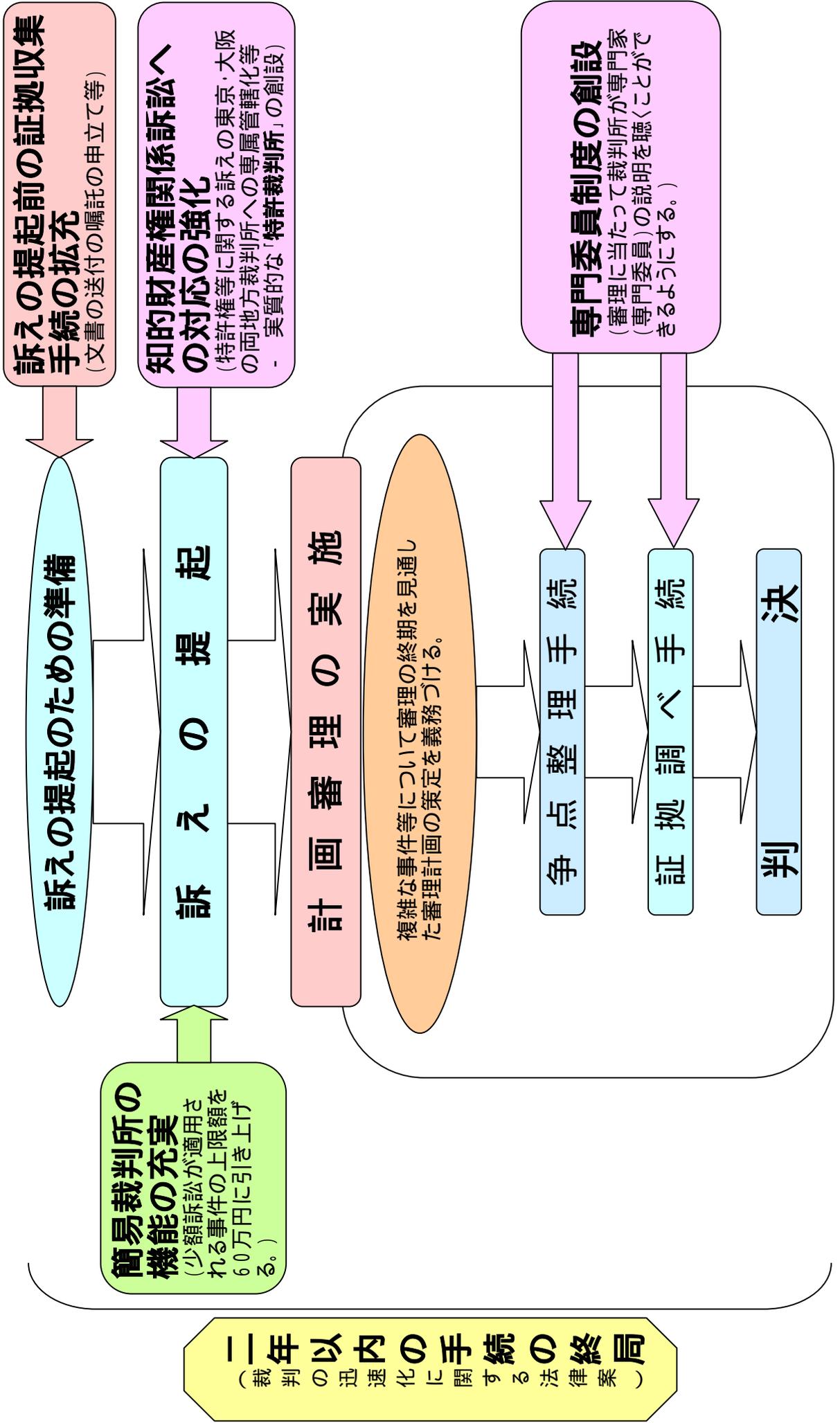
#### 4 専ら教授等の業務を行うための派遣（いわゆるフルタイム派遣【検察官その他の一般職の国家公務員を対象】）

- (1) [派遣の取決め等] 任命権者は、法科大学院設置者の要請があった場合において、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、これに応じ、検察官等の同意を得て、法科大学院設置者との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら法科大学院において教授等の業務を行うものとして検察官等を派遣することができる。
- (2) [派遣期間] 派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
- (3) [身分・報酬等] 検察官等は、派遣期間中、その身分を保有するが、本来の職務に従事しない。  
任命権者は、上記取決めにおいて、検察官等が法科大学院設置者から受ける報酬等について、相当額が確保されるよう努めなければならない。  
派遣された検察官等に対しては、その派遣期間中、給与を支給しない。ただし、特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣期間中、法科大学院設置者から受ける報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、給与の百分の五十以内を支給することができる。

#### 5 その他

- (1) [共済組合・退職手当等] いずれの派遣形態についても、共済組合、退職手当等の関係で、処遇面での不利益を防止するための必要な措置を講ずる。
- (2) [施行期日] 平成16年4月1日。施行期日前においても、必要な準備行為（派遣要請、取決め等）を行うことができる。

# 民事訴訟法等の一部を改正する法律案の概要



# 民事訴訟法等の一部を改正する法律案の概要

法務省

## 1 目的

司法制度改革審議会の意見を踏まえ、民事裁判の充実・迅速化を図ることにより、民事司法制度をより国民に利用しやすくする。

## 2 法律案の要点

### 計画審理の推進

裁判所は、複雑な事件等について、当事者双方との協議の結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならないものとする。

### 証拠収集手段の拡充

当事者が提訴前に必要な証拠や情報を入手することができるようにするため、提訴前の証拠収集手続を拡充する。

### 専門委員制度の創設

専門的知見を要する事件の審理に当たり、裁判所が専門家の説明を聴くことができる制度を設ける。

### 特許権等関係訴訟事件の専属管轄化

特許権、実用新案権等に関する訴訟の第一審の管轄を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化する。

### 簡易裁判所の機能の充実

少額訴訟の上限額を30万円から60万円に引き上げる。

# 人事訴訟法案の概要

家庭裁判所における家事調停（離婚等）が不成立等で終了

現在の人事訴訟  
地方裁判所へ訴えを提起

家庭裁判所に家事調停の申立てをし、地方裁判所に訴えを提起しなければならなかった。

人事訴訟の審理において家庭裁判所調査官・参与員を活用することができなかった。

家庭裁判所の  
移管

新しい人事訴訟  
- 家庭裁判所へ訴えを提起 -

家庭裁判所調査官による事実の調査の拡充  
(親権者の指定，養育費や財産分与等の申立てについての審理の充実)

参与員制度の拡充  
(一般国民の良識反映)

人事訴訟手続の全面的見直し

(当事者尋問等について憲法が認める範囲内において公開停止の要件・手続を明確に規定すること，訴訟上の和解による離婚を可能にすることなどの手続の整備)

家庭裁判所の機能の充実

# 人事訴訟法案の概要

法務省民事局

## 1 目的

司法制度改革審議会の意見を踏まえ、家庭裁判所の機能の拡充による人事訴訟の充実・迅速化を図ることにより、民事司法制度をより国民に利用しやすくする。

## 2 法律案の要点

### 人事訴訟の家庭裁判所への移管

離婚、認知等の人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するとともに、これと密接に関連する損害賠償訴訟を家庭裁判所で併せて審理することができるようにする。

### 家庭裁判所調査官制度の拡充

離婚訴訟における親権者の指定や養育費、財産分与等の申立てについて、家庭裁判所調査官の調査を活用することができるようにする。

### 参与員制度の拡充

人事訴訟の審理に当たり、参与員の意見を聴くことができるようにする。

### 人事訴訟手続の見直し

当事者尋問等について憲法が認める範囲内において公開停止の要件及び手続を明確に規定する。

裁判上の和解により離婚又は離縁をすることができるようにする。

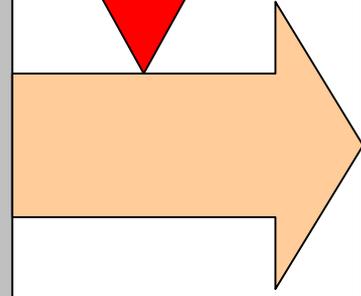
### 現代語化

人事訴訟手続法を現代語化する。

# 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の法律案の概要

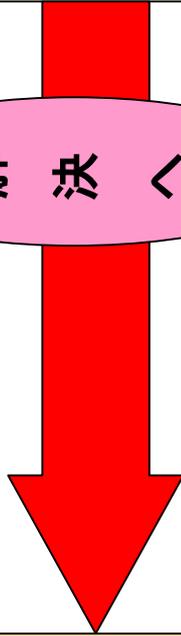
## 担保・執行法制の課題

不動産市況の低迷  
占有屋等による執行妨害  
債務者による財産隠し



不良債権処理の促進  
権利の確実な実現

解決



## 改善策

### 担保物権の規定の合理化

雇人給料の先取特権の範囲の拡大  
不動産の収益から優先弁済を受ける手続の創設  
短期質貸借制度の廃止，明渡猶予制度・抵当権者の同意により対抗力を与える制度の創設

### 不動産執行妨害対策

民事執行法上の保全処分の強化  
明渡執行の実効性の向上

### 強制執行の実効性確保

間接強制の適用範囲の拡張  
財産開示手続の創設  
扶養料等の債権の強制執行の特例の創設

# 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律案の概要

法務省民事局

## 1 目的

抵当権等の担保物権の内容及び実行手続を，現代の社会・経済情勢に適したものに改める。  
司法制度改革審議会の意見を踏まえ，権利実現の実効性を確保するために，民事執行制度を強化する。

## 2 法律案の要点

### 担保物権の規定の合理化

雇人給料の先取特権の範囲の拡大  
民法の規定する先取特権の被担保債権について，「最後の6か月間」の給料という制限を撤廃するなど範囲を拡大  
抵当権の実行方法の多様化  
抵当権の実行方法として，競売に加えて，不動産の賃料等の収益から優先弁済を受ける手続を創設  
抵当権と利用権との調整の合理化  
短期賃貸借制度を廃止する一方，建物賃借人に対する3か月間の明渡猶予制度及び抵当権者の同意により賃貸借に対抗力を与える制度を創設

### 不動産執行妨害への対策

保全処分の強化  
「占有屋」等を排除するため，民事執行法上の保全処分の発令要件を緩和  
明渡執行の実効性の向上  
占有者を次々に入れ替える等の方法による執行妨害に対処するため，占有者を特定できなくても，明渡しを命ずることができる制度を整備

### 強制執行の実効性の確保

間接強制の適用範囲の拡張  
より効果的な強制執行の方法を選択可能にするため，間接強制の適用範囲を拡張  
財産開示手続の創設  
強制執行の対象となる債務者財産を把握するため，裁判所が財産の開示を命ずる手続を創設  
扶養等の義務に係る債権の履行確保  
支払日が到来していない将来分の扶養料（養育費等）も含め，一括して，債務者の将来の収入の差押えをすることができる制度を導入

# ADR の拡充・活性化のための 関係機関等の連携強化に関する「アクション・プラン」(ポイント)

「ADR の拡充 活性化関係省庁等連絡会議」の構成省庁等が横断的 重点的に取り組むべき施策

## [ADR に対する国民の理解の促進]

### < 国民の理解の促進 >

ADR の果たす役割に対する国民の理解・認識を深める。

- ・ ADR に関する 広報活動・普及啓発活動 の推進
- ・ 司法教育と連携 して国民の理解を促進

## [ADR 機関等へのアクセスの向上]

### < アクセス・ポイントの整備の促進 >

国民が適切な紛争解決手段を簡易・迅速に選択できるよう、ADR 機関等に関する総合的な情報提供機能を強化する。

### < ポータル・サイトの機能充実 >

- ・ 関係者等の意見交換の場を設置し、サイトの利便性向上策等を検討 等

### < 総合的相談窓口の充実 >

- ・ 窓口における 情報提供機能 を充実
- ・ 窓口担当者 に対する研修会を開催 等

### < 個別 ADR 機関へのアクセス方法改善 >

- ・ IT 活用 による受付機能の充実を検討 等

### < 相互紹介の体制整備の促進 >

ADR 機関等の相互協力により、当事者がより適切な ADR 機関を利用できるようにする。

- ・ 関係者等の意見交換の場を設置し、事案引継ぎシステムの在り方を検討 等

### < 利用者に対する情報提供の促進 >

国民が ADR 機関の情報を比較検討し、適切な紛争解決手段を選択できるようにする。

- ・ ADR 機関に 情報提供コーナー 等を設置
- ・ 関係省庁等連絡会議において、ADR 機関による 情報提供(組織・手続・主宰者等) の ガイドライン策定 等を検討 等

## [担い手の確保・育成等]

### < 人材の相互交流の促進 >

高い能力を有する人材がより有効に活用されるよう、人材の相互交流等を促進する。

- ・ 関係者等の意見交換の場を設置し、人材情報の ADR 機関への提供など、人材交流促進に関する協力体制等を検討 等

### < 担い手の能力向上策の充実 >

担い手の能力向上に関係機関が連携して取り組むことができるよう、人材の育成に関する協力体制を整備する。

- ・ 関係者等の意見交換の場を設置し、研修充実に関する協力体制等を検討
- ・ ADR 機関への 研修情報の提供 を充実
- ・ 関係省庁等連絡会議において、紛争解決事例の共有化 等を検討 等

## [関係諸機関等連絡協議会(仮称)の整備の支援]

上記の意見交換の場が ADR 機関等のより大きな連絡協議の場に発展することを期待

## < 司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)(抄) >

国民の期待に応える司法制度

### 第1 民事司法制度の改革

#### 8 裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化

##### (2) ADRに関する関係機関等の連携強化

ADRの拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連携を促進するため、関係諸機関による連絡協議会や関係省庁等の連絡会議等の体制を整備すべきである。

訴訟、ADRを含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させるとともに、インターネット上のポータル・サイトなど情報通信技術を活用した連携を図り、ワン・ストップでの情報提供を実現すべきである。

ADRの担い手の確保については、人材、紛争解決等を含む情報の開示・共有を促進した上で、必要な知識・技能に関する研修等を充実させるべきである。

## < 司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)(抄) >

国民の期待に応える司法制度の構築

### 第1 民事司法制度の改革

#### 8 裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化

##### (1) ADRに関する関係機関等の連携強化

ア ADRの拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連携を促進するため、平成14年半ばころまでに関係省庁等の連絡会議を設置するとともに、関係諸機関による連絡協議会の体制が早期に整備されるよう所要の措置を講ずる。(本部及び関係府省)

イ 訴訟、ADRを含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させるとともに、インターネット上の閲覧窓口である総合窓口サイト(ポータル・サイト)など情報通信技術を活用した関係機関等の連携を図ることにより、手続、機関等に関しいわゆるワンストップでの情報提供を実現するための方策を検討し、平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部及び関係府省)

ウ ADRの担い手の確保について、人材、紛争解決事例等の情報の開示・共有を促進した上で、必要な知識・技能に関する研修等を充実させる方策を検討し、平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部及び関係府省)

## < ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議の設置 >

### 趣旨

ADRについて、関係省庁等の緊密な連携の下、ADRに関する関係機関等の連携強化に係る諸方策の推進等を図るため、平成14年6月13日に、関係省庁等申合せにより、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」を設置。

### 構成員

司法制度改革推進本部事務局次長が主宰し、関係省庁等の課長クラスで構成。

( )内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、最高裁判所(連絡会議の下に補佐クラスの幹事会を設置。幹事会には、内閣官房IT担当室、外務省及び人事院もオブザーバーとして参加。)

# ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン

平成15年4月10日

ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議

## I はじめに

### 1 本アクション・プランの趣旨

本アクション・プランは、司法制度改革審議会意見（平成13年6月12日）において、ADR（裁判外の紛争解決手段）の拡充・活性化を図るため、関係機関等の連携を強化すべきであるとされたことを受け、ADRに関する関係機関等の連携強化に係る諸方策の推進等を図るため、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に基づいて設置された「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」（平成14年6月13日設置。以下「連絡会議」という。）において、当面、関係省庁等が横断的・重点的に取り組むべきと考えられる施策を取りまとめたものである。

### 2 関係機関等の連携強化の促進に当たっての基本的考え方

司法制度改革審議会意見では、ADRの拡充・活性化を図るための課題として、「関係機関等の連携強化の促進」と「共通的な制度基盤の整備」の2点が指摘されている。

ADRの拡充・活性化を通じて、社会全体の紛争解決機能を拡充し、自由で公正な社会の形成という司法制度改革の基本理念を実現していく上で、2つの課題はいわば車の両輪であり、いずれが欠けても、ADRが裁判と並ぶ紛争解決の魅力的な選択肢として十分にその機能を発揮していくことは望めないものと考えられる。

他方、我が国の現状をみると、ADRの現状把握も必ずしも十分に行われているとはいえず、また、ADRの拡充・活性化に向けた関係省庁等の連携が十分でなかった面があることは否めない。

連絡会議としては、関係省庁等はこのような認識に立って、司法制度改革推進本部のADR検討会におけるADRに関する総合的な制度基盤の整備についての検討と並行し、本アクション・プランの趣旨に沿って、関係機関等の連携強化を促進するための施策に取り組むべきであると考えている。

### 3 地方公共団体や民間等における取組

A D Rの健全な発展を実現していくためには、国、地方公共団体、A D R機関、利用者である国民といった各主体が、相互に連携しつつ、それぞれの立場から適切な役割を担っていくべきものと考えられるところであり、本アクション・プランに掲げた施策のいずれをとっても、関係機関等の協力なくしては所期の目的を達しえない。

すなわち、A D Rに関する関係機関等の連携強化を図るためには、政府が必要な施策を講じていくことと併せて、地方公共団体や民間機関、弁護士会においても、A D R機関や相談窓口機関を運営する立場として、また、これらの機関の運営を支援する立場として、必要な措置が講じられていくことが重要である。

このため、地方公共団体や民間機関、弁護士会におかれては、これらの趣旨を踏まえ、積極的な取組が講じられることを期待するとともに、これら各団体・機関との連携強化を図っていくこととしたい。

### 4 今後の予定

A D Rの拡充・活性化に関しては、現在、司法制度改革推進本部のA D R検討会において、遅くとも平成16年3月までに所要の措置を講ずべく、A D Rに関する総合的な制度基盤の整備についての検討が進んでいるところであり、また、A D Rの拡充・活性化に関連して、司法制度改革の一環として、全国のどの街でもあまねく市民が法的な救済を受けられるようにするための司法ネット（仮称）の整備を目指して具体的仕組みの検討も進められているところである。

連絡会議においては、これらの検討状況も踏まえ、今後、アクション・プランの趣旨に沿って各省庁等が取り組む施策について、その実施状況を適宜に調査し、公表するとともに、アクション・プランの内容について、必要に応じて見直しを検討することとする。

なお、司法制度改革審議会意見では、関係機関間の連携を促進するための具体的方策の一つとして、関係諸機関による連絡協議会の体制整備についても指摘されている。

連絡会議としては、本アクション・プランの趣旨を踏まえて設置されるいくつかの意見交換の場が発展し、A D R機関等のより大きな連絡協議の場である「関係諸機関等連絡協議会（仮称）」が整備されるきっかけとなることを期待し、必要な支援を行っていくこととしたい。

## ADRの拡充・活性化のための施策

以下は、関係省庁等において、当面、横断的・重点的に取り組むべきと考えられる具体的施策について、実施又は検討すべき項目の内容を取りまとめたものであり、各具体的施策の末尾に括弧書きで掲げているのは、当該施策が実施又は検討されるべき時期及び当該施策に取り組むことが考えられる関係省庁等である。

### 第1 ADRに対する国民の理解の促進

#### 【目標】

社会全体の紛争解決機能の向上においてADRの果たす役割について、国民の理解と認識を深める。

#### 【基本的考え方】

ADRの拡充・活性化を図っていくためには、何よりもまず、社会全体の紛争解決機能の向上においてADRの果たす役割について国民の理解を得ることが重要である。

このため、ADRに関する広報活動の充実や司法教育との連携を図るなどにより、ADRの役割等についての国民の理解と認識を深めることに努める。

#### 【具体的施策】

ア 紛争解決を図る上でのADRの役割等を分かりやすく説明したパンフレットを作成し、裁判所、行政型ADR機関 や各省庁の各種相談窓口・広報窓口等に備え置くほか、民間型ADR機関 等と連携しつつ、ADRに関し、国民、事業者、専門家等の理解を深める広報活動を推進する（速やかに実施）。（司法制度改革推進本部及び関係府省等）

イ 講演会、シンポジウム、模擬調停等の開催に対する支援等を通じて、ADR機関等と連携しつつ、国民に向けた普及啓発活動を実施する（速やかに実施）。（関係府省等）

ウ 「法の日」の行事の一環として、ADRに関する普及啓発活動を展開する（速やかに実施）。（司法制度改革推進本部、法務省、最高裁判所及び関係府省）

エ 司法教育における取組との連携を図りつつ、ADRに関する国民の理解の促進を図るための方策を検討し、逐次所要の措置を講ずる（逐次実施）。（関係府省等）

（ ）本アクション・プランでは、「ADR機関」を「仲裁、裁定、調停、あっせん等の紛争解決手続を提供する機関」と整理し、各施策を実施していくものとする。

## 第2 ADR機関等へのアクセスの向上

### 1 訴訟、ADRを含む紛争解決手段へのアクセス・ポイントの整備の促進

#### 【目標】

国民が、適切な紛争解決手段を簡易・迅速に選択できるよう、ADR機関等に関する総合的な情報提供機能を強化する。

#### (1) ポータル・サイト（インターネット）の機能充実

##### 【基本的考え方】

国民が適切なADR機関等を簡易・迅速に選択できるようにするためには、国民がインターネットを通じて手軽にADR等に関する情報にアクセスできるポータル・サイトが整備されることによって、紛争の態様に応じたきめ細やかな情報提供サービスを受けられるようにすることが重要である。

このため、民間機関によるポータル・サイトの作成・運営活動を積極的に支援することとし、これらの活動を充実させるための環境を整備する。

##### 【具体的施策】

ア ポータル・サイトの関係者（ポータル・サイト運営者、ADR機関等の利用者、ADR機関等）からなる意見交換の場を設置し、ポータル・サイトの利便性を高めるための方策等について検討する（平成15年度早期に意見交換の場を設置）。（司法制度改革推進本部及び関係府省等）

< 意見交換の場における検討項目（例） >

- ・ ポータル・サイトへの掲載が望まれる情報の内容
- ・ 各ADR機関等に関する情報がポータル・サイトの運営者に積極的・効率的に提供される仕組み（提供すべき情報に関する項目リスト・フォーマットの作成、更新情報の通知方法、ADR機関へのインセンティブ方策等）
- ・ ポータル・サイトの運営者に寄せられたADR機関に関する評価・苦情情報の取扱い 等

イ ポータル・サイトの運営者からの要請に応じて迅速にADRや訴訟に関する情報を提供できるよう、行政型ADR機関（国）、裁判所における情報提供の担当部署を明らかにする等必要な措置を講ずる（速やかに実施）。（内閣府、総務省、公害等調整委員会、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び最高裁判所）

- ウ 行政型 A D R 機関( 地方公共団体 ) 所管民間型 A D R 機関等に対し、イと同様に、ポータル・サイトの運営者への適切な情報提供を可能とするために必要な取組を行うよう要請する( 速やかに実施 )。( 内閣府、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省 )
- エ ポータル・サイトへのアクセスを容易とするために必要な措置を講じる( 例えば、各府省等のホームページからポータル・サイトへのリンクを設定する等 ) ( 平成 15 年度中に措置 )。( 関係府省等 )
- オ 裁判所、行政型 A D R 機関や各省庁の各種相談窓口・広報窓口等において利用者がポータル・サイトを閲覧できるような方策など、民間型 A D R 機関等と連携しつつ、ポータル・サイトへのアクセスを容易とするための方策について検討する( 速やかに検討開始 )。( 関係府省等 )

### 【留意事項】

現在、民間団体等の作成・運営によるポータル・サイトがいくつか立ち上がりつつあることから、本アクション・プランでは、このような民間団体等の活動の充実に向けた環境整備を進めていくこととするが、ポータル・サイトの整備の方向性としては、公的機関が何らかの形でポータル・サイトを作成・運営することも選択肢としては考えられる。

## (2) 総合的相談窓口の充実

### 【基本的考え方】

国民が適切な紛争解決手段を選択できるようにするためには、紛争解決手段に関する総合的な案内サービスを提供するアクセス・ポイント(「総合的相談窓口」)が、可能な限り国民に身近なところに存在することが重要である。

このため、様々な相談者に対して紛争解決手段に関する幅広い情報提供や他機関の紹介を行うなど、総合的な案内サービス機能を有している既存の各相談窓口や A D R 機関等について、その本来的な機能を活かしつつ、「総合的相談窓口」としての機能を充実・強化する。

### 【具体的施策】

- ア 各府省の消費者窓口、国民生活センター等において、その本来的な機能を活かしつつ、総合的相談窓口としての機能を強化するための具体的な方策を検討し、所要の措置を講ずる( 逐次実施 )。( 内閣府、農林水産省、経済産業省及び関係府省 )

イ 裁判所において、その中立・公平性を損なわないよう配慮しつつ、裁判所の手続の相談窓口としての機能を強化するとともに、紛争解決手続に関する情報提供を行うための具体的な方策を検討し、所要の措置を講ずる（逐次実施）。（最高裁判所）

ウ 地方公共団体（消費生活センター、県民（市民）相談窓口、警察の相談窓口等）や弁護士会（仲裁センター、法律相談窓口等）において、その本来的な機能を活かしつつ、総合的相談窓口としての機能が充実されるよう、これらの団体・機関との連携強化を図る（速やかに実施）。（司法制度改革推進本部、内閣府、警察庁及び関係府省）

（注）総合的相談窓口としての機能の強化に関して、国民生活審議会消費者政策部会においては、国民生活センターや消費生活センターが消費者に対する総合的な窓口機能を発揮していくことについての検討が進んでいる。

エ 総合的相談窓口における情報提供機能の充実を図るための措置を講ずる。

a) 総合的相談窓口等に備え置くよう、各種ADR機関等が一覧で紹介されたりリーフレットを作成する（平成15年度中に作成）。（司法制度改革推進本部及び関係府省等）

b) 総合的相談窓口からの要請に応じて迅速にADRや訴訟に関する情報を提供できる方策について検討し、行政型ADR機関（国）裁判所における情報提供の担当部署を明らかにする等必要な措置を講ずる（速やかに実施）。（内閣府、総務省、公害等調整委員会、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び最高裁判所）

c) 行政型ADR機関（地方公共団体）所管民間型ADR機関等に対し、b)と同様に、総合的相談窓口への適切な情報提供を可能とするために必要な取組を行うよう要請する（速やかに実施）。（内閣府、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）

オ 総合的相談窓口からの要請に応じて、当該窓口を紹介するパンフレット等を裁判所、行政型ADR機関や各省庁の各種相談窓口・広報窓口等に備え置くほか、民間型ADR機関等と連携しつつ、総合的相談窓口の知名度の向上を図るための施策を推進する（逐次実施）。（関係府省等）

カ ADR機関等の協力を得つつ、総合的相談窓口となる各機関の相談担当者や事務局職員を対象とした、各種ADR機関等に関する情報についての研修会を開催する（平成15年度中に開催）。（司法制度改革推進本部及び関係府省等）

- キ 連絡会議において、総合的相談窓口における相談・情報提供事例等についての情報交換を実施するための研究会の開催や窓口対応マニュアルの作成等について引き続き検討する。

#### 【留意事項】

本アクション・プランでは、総合的な案内サービス機能を有している既存の機関における相談機能の強化に焦点を当てているが、総合的相談窓口の充実の方策としては、国が新たな機関を整備することも選択肢としては考えられる。

### (3) 個別ADR機関へのアクセス方法の改善

#### 【具体的施策】

- ア 行政型ADR機関（国） 裁判所へのアクセス向上を図るため、ITの活用による照会・受付機能の充実等について検討する（速やかに検討開始）。（内閣府、総務省、公害等調整委員会、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び最高裁判所）
- イ 行政型ADR機関（地方公共団体） 所管民間型ADR機関等に対し、各々の機関へのアクセス向上策を検討するよう要請する（速やかに実施）。（内閣府、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）
- ウ ADR機関へのアクセス向上を促進するための行政機関等の施設の活用等について、連絡会議において引き続き検討する。

## 2 相談機関・ADR機関等間の相互紹介の体制整備の促進

#### 【目標】

相談機関・ADR機関等間の相互協力により、紛争当事者が、様々な特長を有するADR機関の中から、より適切と考えられるものを利用できるようにする。

#### 【基本的考え方】

国民が適切な紛争解決サービスを受けられるようにするためには、一次的にはどの相談機関・ADR機関等で案件が受け付けられたとしても、より適切なADR機関において紛争解決が図られるように、相談機関・ADR機関等間で相互に協力することが望ましい。

このため、相談機関で受け付けた案件について、あっせん・調停等が必要となった場合に、ADR機関へ引き継ぐことや、ADR機関で受け付けた案件が対象外のものであった場合に、適切な他のADR機関へ引き継ぐこと、案件の性格に応じて、幅広い分野の紛争を受け付けるADR機関から、より専門性の高いADR機関へ引き継ぐこと等を可能とするための実務上の連携システムを整備する。

## 【具体的施策】

ア 事案の引継ぎが一般的に生じ得る相談機関・ADR機関等の関係者による意見交換の場を設置し、事案引継ぎシステムの在り方について検討する。(平成15年度早期に意見交換の場を設置)。(司法制度改革推進本部及び関係府省等)

<意見交換の場における検討項目(例)>

- ・ 利用者にいわゆる「たらい回し」感を与えないようにするための情報の引継ぎ方法等(引継ぎ先機関への紹介状、相談メモの作成等)
- ・ 利用者の信頼を得つつ事案の引継ぎが行われるための引継ぎ方法等(個人情報の保護や利用者の意向に配慮した事案の引継ぎ手続・利用者の負担費用や資料等の取扱いの明確化、引継ぎ後のフォローアップ方法に関するルール整備等)
- ・ 地方に受付窓口のないADR機関への事案の引継ぎが円滑に行われるための引継ぎ方法 等

(注)上記の意見交換の場として、既に金融分野においては、裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び金融関係省庁の担当者による業態の枠を超えた情報・意見交換を行う任意の自主的な協議会として「金融トラブル連絡調整協議会」が設置され、これまでに、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル(平成14年4月25日)」の策定等を行っている。

イ アの検討を踏まえ、モデルとなる事案引継ぎのシステムを幅広いADR機関に紹介する。(関係府省)

## 3 ADR機関による利用者に対する情報提供の促進

### 【目標】

国民が、様々なADR機関の情報を入手し、これらを比較検討することを通じて、適切な紛争解決手段を主体的に選択できるようにする。

## (1) 各 A D R 機関による組織・手続・主宰者等に関する情報提供の促進

### 【基本的考え方】

国民が適切な紛争解決手段を主体的に選択できるようにするためには、各 A D R 機関が組織・手続・主宰者等に関する情報を適切に提供することが望ましい。

このため、各 A D R 機関が、個人情報の保護等に留意しつつ、国民が選択のために必要となる各 A D R 機関における運営主体、主宰者候補者に関する情報、取り扱う紛争の範囲、選択できる解決手続、利用費用、処理期間等に関する情報を各機関の性格等に鑑みて適切な方法で提供できる環境を整備する。

### 【具体的施策】

- ア 利用者が入手しやすい方法により、各 A D R 機関の組織・手続・主宰者等に関する情報が提供されるよう、行政型 A D R 機関(国) 裁判所における情報開示コーナーの設置、HP への掲載等の必要な措置を講ずる(速やかに実施)。(内閣府、総務省、公害等調整委員会、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び最高裁判所)
- イ 行政型 A D R 機関(地方公共団体) 所管民間型 A D R 機関等に対し、アと同様に、各 A D R 機関が組織・手続・主宰者等に関する情報を適切に提供するために必要な取組を行うよう要請する(速やかに実施)。(内閣府、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)
- ウ 連絡会議において、A D R 機関の組織・手続・主宰者等に関する情報提供の在り方について、情報提供に関するモデル(ガイドライン)(提供すべき情報の内容、提供方法等)の策定を含めて検討する(速やかに検討開始)。

### 【留意事項】

各 A D R 機関による情報提供の在り方については、別途、司法制度改革推進本部事務局(A D R 検討会)において、法令上のルールを設けることの適否を含め検討されているところであり、その検討状況も踏まえて施策を実施していく必要がある。

## (2) 各 A D R 機関による解決結果に関する情報の的確な提供の促進

### 【基本的考え方】

国民が適切な紛争解決手段を主体的に選択できるようにするためには、(1)に掲げた情報に加え、当事者の予測可能性を確保するためにも、各 A D R 機関における解決結果に関する情報が提供されることが望ましい。

このため、各 A D R 機関が、利用者の個人情報や事業者のノウハウ等保護すべき情

報に配慮しつつ、解決結果に関する情報を適切に提供することができる環境を整備する。

### 【具体的施策】

連絡会議において、利用者の選択に資する解決結果に関する情報提供のあり方（提供すべき情報・秘匿すべき情報の内容、利用者の誤解を招かない情報提供の方法等）について検討する（速やかに検討開始）。

### 【留意事項】

各ADR機関による情報提供の在り方については、(1)と同様に、別途、司法制度改革推進本部事務局（ADR検討会）において、法令上のルールを設けることの適否を含め検討されているところであり、その検討状況も踏まえて施策を実施していく必要がある。

## (3) その他

### 【具体的施策】

- ア (1)(2)の他、利用者の選択に資する情報（各ADR機関における担い手の育成方法（研修体制等）、各ADR機関の有する専門性等）が適切に提供されるような環境の整備について、引き続き連絡会議において検討する。
- イ ADR機関が相談等を通じて得た情報のうち、紛争の再発防止や同種の紛争の迅速な解決に資するような情報（特に、国民の生命安全にかかわる情報）の取扱いの在り方について、引き続き連絡会議において検討する。

### 第3 担い手の確保・育成等

#### 1 人材の相互交流の促進

##### 【目標】

A D Rの担い手として高い能力を有する人材がより有効に活用されるよう、人材の相互交流等を促進する。

##### 【基本的考え方】

A D Rの担い手として高い能力を有する人材が有効に活用されるようにするためには、関連するA D R機関間でA D Rの担い手となり得る人材の相互交流等が図られることが望ましい。

このため、個人情報の保護等に留意しつつ、各行政機関・A D R機関等間において、人材の交流・派遣や各機関の保有する人材に関する情報の共有化を促進するための環境を整備する。

##### 【具体的施策】

ア 行政機関・A D R機関等の関係者からなる意見交換の場を設置し、行政機関・A D R機関等間での人材の交流・派遣を促進するための協力体制の在り方等について検討する（平成15年度早期に意見交換の場を設置）。（司法制度改革推進本部及び関係府省等）

< 意見交換の場における検討項目（例） >

- ・ 人材の交流・派遣に関するニーズの把握とこれを促進するための環境整備（行政機関等の保有する人材に関する情報の提供の仕組み、人材の交流・派遣に伴う身分関係を巡るルールの整備等）
- ・ 担い手が他のA D R機関において幅広い実務経験や様々な研さんを積むことができるような人材の相互交流の可能性 等

イ 各行政機関・A D R機関等の保有する人材に関する情報を収集、整理し、データベース化することの適否について、アの検討状況を踏まえ、引き続き連絡会議において検討する。

##### 【留意事項】

A D Rの担い手としてどのような人材の確保・育成が望まれるかという点については、別途、司法制度改革推進本部事務局（A D R検討会）において、A D Rにおける専門家の活用のあり方などに関連して検討がされているところであり、その検討状況も踏まえて施策を実施していく必要がある。

## 2 担い手の能力向上策の充実

### 【目標】

A D Rの担い手の能力向上に行政機関・A D R機関等が連携して取り組むことができるよう、人材の育成に関する相互の協力体制を整備する。

### 【基本的考え方】

A D Rの担い手の能力を向上させるためには、行政機関・A D R機関等の連携によって、機関の垣根を越えた協力体制を整備し、担い手に対する研修や勉強会の充実に図る必要がある。

このため、各機関の実施する研修等に対して行政機関・A D R機関等が協力できる体制を整備する。

### 【具体的施策】

ア A D Rを担う人材の育成の具体的な在り方について検討し、「調停人養成プログラム」を試行的に実行する（平成15年度中に措置）。（経済産業省）

イ 1のアの意見交換の場において、行政機関・A D R機関等が実施する研修等の充実に促進するための協力体制の在り方等について、上記アの取組等を参考として検討する。（司法制度改革推進本部及び関係府省等）

< 意見交換の場における検討項目（例） >

- ・ 各行政機関・A D R機関等が実施する研修に対して、他の行政機関・A D R機関等が協力できる仕組み（他の機関からの講師派遣、研究会の共同開催、判例情報の提供等）
- ・ 各行政機関・A D R機関等の実施する研修等に他のA D R機関の担い手が参加できる仕組み（各機関における研修等の実施の態様や具体的なニーズ等の把握を含む）

ウ A D Rの担い手に対する研修等を実施する行政機関・行政型A D R機関等は、A D R機関からの要請に応じて研修等に関する情報を提供できるよう、担当部署を明らかにする等必要な措置を講ずる（速やかに実施）。（関係府省等）

エ 各府省は、行政型A D R機関（地方公共団体）、所管民間型A D R機関等に対し、研修等に関する情報の適切な提供を可能とするために必要な取組を行うよう要請する（速やかに実施）。（内閣府、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）

オ 各ADR機関の担い手に対する統一的な研修を実施することの要否や、大学等を活用することの適否について、引き続き連絡会議において検討する。

カ ADRの担い手が能力向上を図ることができる体制の整備（既存のオンライン等を活用した紛争解決事例等の共有化、ADRの担い手が適時に専門家等のアドバイスを受けることができる体制の整備等）について、引き続き連絡会議において検討する。

#### **【留意事項】**

ADRの担い手としてどのような人材の確保・育成が望まれるかという点については、1と同様に、別途、司法制度改革推進本部事務局（ADR検討会）において、ADRにおける専門家の活用のあり方などに関連して検討がされているところであり、その検討状況も踏まえて施策を実施していく必要がある。

## 平成 15年度予算における裁判官・検察官等の増員について

### 第 1 裁判所関係

- 1 裁判官 45人(判事30人、判事補15人)
- 2 裁判所書記官 222人(うち175人は振替)
- 3 家庭裁判所調査官 30人(うち25人は振替)

純増数 裁判官 45人  
裁判官以外の裁判所職員 9人

(参考)平成14年度

- 1 裁判官 45人(判事30人、判事補15人)
- 2 裁判所書記官 245人(うち200人は振替)
- 3 家庭裁判所調査官 5人

純増数 裁判官 45人  
裁判官以外の裁判所職員 7人

### 第 2 検察庁関係

- 1 検事 39人
- 2 検察事務官 86人

純増数 検事 39人  
検事以外の検察庁職員 3人(行政職(二)職員を除く。)

(参考)平成14年度

- 1 検事 39人
- 2 検察事務官 90人

純増数 検事 39人  
検事以外の検察庁職員 12人(行政職(二)職員を除く。)

# 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律について（要旨）

## 第1 司法試験法の一部改正

### 1 法科大学院及び司法修習との連携

司法試験は、法科大学院における法曹養成のための教育及び司法修習との有機的連携の下に行うものとする。

### 2 司法試験の方法・試験科目等

短答式試験及び論文式試験を実施する。

短答式試験の試験科目

公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）

論文式試験の試験科目

公法系科目、民事系科目、刑事系科目、選択科目（1科目）

### 3 司法試験の受験資格

法科大学院を修了した者又は予備試験に合格した者

法科大学院を修了した日又は予備試験に合格した日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間内において、3回の範囲内で司法試験を受けることができる。

(注) 「5年に3回」の受験期間・回数制限に該当した場合であっても、その5年の期間を経過し、かつ、最後の司法試験の受験から2年以上経過している場合には、他の受験資格に基づいて司法試験を再度受けることを認める。これにより、受験者は、いずれの5年間においても3回の範囲内で司法試験を受けることが認められる制度設計となる。

### 4 予備試験

法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律に関する実務の基礎的素養

を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

短答式試験、論文式試験及び口述試験を行う。

短答式試験の試験科目

憲法、 行政法、 民法、 商法、 民事訴訟法、 刑法、 刑事訴訟法、 一般教養科目

論文式試験の試験科目：短答式試験の科目及び法律実務基礎科目

口述試験の試験科目：法律実務基礎科目

## 5 司法試験委員会

司法試験管理委員会を改組し、司法試験委員会を設置する。

司法試験考査委員及び予備試験考査委員を置く。

### 《経過措置等（附則関係）》

実施時期等

新司法試験は、平成18年から実施する。

予備試験は、平成23年から実施する。

現行司法試験は、平成22年まで実施する。

受験者は、同一年においては、あらかじめ選択するところによって、新司法試験又は現行司法試験のいずれかのみを受けることができるものとする。

法科大学院の在学者又は修了者が現行司法試験を受けた場合に、これを受験回数制限の対象として算入する（法科大学院の修了前の受験については、修了前2年間の受験のみを算入する。）。

## 第2 裁判所法の一部改正

司法修習生の修習期間を、少なくとも1年間に短縮するものとする。

# 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律について(概要)

## 1 目的

この法律を制定する目的について規定。

## 2 基本理念

法曹養成の基本理念として、求められている法曹（専門的な法律知識、幅広い教養、国際的素養等）、法曹養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育（入学者の多様性、少人数による密度の高い授業、実務に必要な学識等を涵養する理論的かつ実践的な教育、厳格な成績評価等）、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との有機的連携の確保について規定。

## 3 国の責務

法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習との有機的連携、法曹の法科大学院の教育への参画等についての国の責務について規定。

政府において法曹養成の基本理念にのっとった施策の実施に必要な法制上・財政上の措置を講ずるべきことについて規定。

## 4 大学の責務

法科大学院における教育の充実についての大学の責務について規定。

## 5 法科大学院の適格認定等

法科大学院の適格認定について規定。

文部科学大臣は、法科大学院が適格認定を受けられなかったときは、大学に対し報告又は資料の提出を求めることについて規定。

## 6 法務大臣と文部科学大臣との関係

次に掲げる場合、法務大臣は文部科学大臣に対し必要な意見を述べるができることについて規定。

- ・法科大学院に係る設置基準の制定・改廃
- ・法科大学院についての評価を行う者に係る認証基準の制定・改廃
- ・法科大学院についての評価を行う者の認証・認証の取消し

法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院について必要な措置を講ずることを求めることができることについて規定。

文部科学大臣は、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができることについて規定。

## 7 いわゆる見直し条項（附則関係）

施行後十年を経過した場合において、法曹養成制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることについて規定。

# 学校教育法の改正について（要旨）

注：今回の改正は、全ての大学に関する一般的なものであり、点線での囲いの部分は、法科大学院に関して注記したものと

## 第一．専門職大学院制度の創設

### 一．専門職大学院制度

大学院の目的として、高度専門職業人の養成を明確に位置付けるとともに、大学院のうち、高度専門職業人の養成を目的とするものは、専門職大学院とする。

法科大学院は、専門職大学院の一類型としての位置付け。

### 二．専門職学位

大学は、専門職大学院の課程を修了した者に対し、専門職学位を授与するものとする。

法科大学院の課程を修了した者に対しては、国際的通用性も勘案して、「J．D．(Juris Doctor)」に相当する例えば「法務博士(専門職学位)」などの学位を授与。

## 第二．設置認可制度の見直し

### 一．認可事項の届出化

これまで公私立の大学等が学部等を設置する場合には一律に認可が必要であったが、授与する学位の種類及び分野を変更しない場合は、認可を要せず、届出で足りることとする。

法科大学院の課程を新設する場合には、新たに専門職学位を授与することとなるので認可が必要。

法科大学院の設置認可については、その審議会における調査審議に法曹が参画。（「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」）

## 第三．第三者評価による大学評価制度の導入

### 一．定期的な第三者評価の実施

大学は、その水準の維持向上のため、全学的な教育研究等の状況、専門職大学院の教育研究活動の状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を定期的に受けるものとする。

### 二．評価結果の公表

認証評価機関は、大学の求めに応じ、認証評価を行い、その結果を当該大学に通知するとともに、公表し、文部科学大臣に報告するものとする。

法科大学院については、「認証評価」を実施する場合に適格か否かの認定をするなど、「認証評価」に特例。

法科大学院については、評価結果を文部科学大臣から法務大臣に通知。（「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」）

### 三．認証評価機関の認証

評価機関の認証は、申請により行われるものとし、評価の基準や方法、体制等、公正かつ適確に認証評価を行い得る一定の要件（以下「機関認証基準」という。）に適合しているときは、認証されるものとする。

### 四．認証評価機関に対する措置

認証評価の公正かつ適確な実施を確保するため、文部科学大臣から認証評価機関に対する報告や資料提出の求め、必要な改善の求め、さらには、認証の取消ができるようにする。

### 五．審議会への諮問

文部科学大臣は、上記の権限を行使するにあたっては、あらかじめ、審議会（中央教育審議会）に諮問し、その意見を聴いて行わなければならない。

法科大学院については、その審議会における調査審議に法曹が参画。  
（「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」）

## 第四．違法状態の大学に対する是正措置の整備

### 一．段階的な是正措置

現行制度上は法令違反等の場合は閉鎖命令の措置しかないが、文部科学大臣が、法令違反の大学に対し、改善勧告、変更命令、学部等の組織の廃止を命ずる措置を段階的に講じることができるようにする。

また、このような措置を命ずるために必要があると認めるときは、報告、資料提出を求めることができるようにする。

法科大学院については、認証評価機関による適格認定を受けられなかったときは、大学に対して報告又は資料の提出を求める。

（「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」）

その結果、法令に違反していると認められれば勧告、変更命令等の措置を講じることができる。

### 二．審議会への諮問

文部科学大臣は、上記の権限を行使するにあたっては、あらかじめ、審議会（大学設置・学校法人審議会）に諮問し、その意見を聴いて行わなければならない。

法科大学院については、その審議会における調査審議に法曹が参画。  
（「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」）

## 第五．施行期日

この法律は、平成15年4月1日から施行する。ただし、認証評価に係る改正規定は、平成16年4月1日から施行予定。

上記改正に伴い、私立学校法についても所要の規定の整備を行う。

# 法科大学院の設置基準の考え方

## 1. 定義

- 専ら法曹養成のための教育を行う専門職大学院を「法科大学院」として位置付け。

## 2. 標準修業年限

- 標準修業年限は3年。
  - ・夜間コースは、3年を超える標準修業年限とすることも可能。

## 3. 教員

- 教員は、高度の教育上の指導能力があると認められる者。
  - ・最低限必要な専任教員数は12人。
  - ・教員資格は、教育実績や教育能力、実務家としての能力・経験を大幅に加味。
  - ・専任教員のうち、概ね2割以上は実務家教員。

## 4. 入学者選抜

- 入学者選抜にあたっては、多様な学習歴を持つ者を入学させるよう努力。
  - ・法学部・法学科以外の出身者及び社会人が3割以上となるよう努力。
- 入学者の適性を適確かつ客観的に評価。

## 5. 教育内容・方法

- 教育上の目的を達成するため、体系的に教育課程を編成。
- 以下の科目群により授業科目を開設。(各々の単位数は大学の創意工夫による)
  - a 法律基本科目群 (イメージ例：公法系、民事系、刑事系)
  - b 実務基礎科目群 ( " : 法曹倫理、法情報調査、法文書作成、模擬裁判など)
  - c 基礎法学・隣接科目群 ( " : 基礎法学、外国法、政治学、法と経済学など)
  - d 展開・先端科目群 ( " : 労働法、経済法、税法、知的財産法、環境法など)
- 教育上の目的を達成するよう事例研究・討論など適切な方法により授業を実施。
- 授業方法・計画、成績評価方法をあらかじめ明示し、厳格な成績評価及び修了認定を実施。
- 教育内容・方法の改善を図るための組織的な取組を実施。
- 授業人数は、少人数を基本。
  - ・特に法律基本科目については、1クラス50人を標準。
- 他の大学院において修得した授業科目の単位を30単位まで法科大学院の単位として認める。

## 6. 修了要件

- 修了要件は「3年以上の在学、93単位以上の取得」。
  - ・法学既修者については、1年以下・30単位以下を短縮することが可能。

## 最高裁判所規則第六号

### 下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則

#### (設置)

第一条 最高裁判所に、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 最高裁判所の諮問に応じて、高等裁判所長官、判事及び判事補（以下「下級裁判所裁判官」という。）として任命されるべき者を裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十条第一項の規定により指名することの適否その他同項の規定による指名に関する事項を審議すること。

二 前号の規定により指名の適否について諮問に付した者（以下「指名候補者」という。）に関する情報を収集すること

三 第一号の審議の結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。

#### (委員会への諮問)

第三条 最高裁判所は、下級裁判所裁判官として任命されるべき者として指名されることの希望を申し出た者（以下「任官希望者」という。）については、当該者を指名することの適否を委員会に諮問しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、最高裁判所は、任官希望者を指名することの適否を委員会に諮問することを要しない。

一 判事を高等裁判所長官に指名する場合

二 任官希望者がかつて下級裁判所裁判官として任命されたことがあり、かつ、その者の免官又は転官から経過した期間が短期であるなど、諮問をす  
る必要性が低いものとして委員会が定める場合

3 最高裁判所は、委員会に対して、指名候補者を指名することの適否の意見を述べないものとする。

#### (指名結果等の通知)

第四条 最高裁判所は、指名候補者について指名するか否かを決定したときは、その結果を委員会に通知する。この場合において、次のいずれかに該当するときは、その決定の理由をも委員会に通知する。

- 一 委員会が指名することは適当である旨の意見を述べた指名候補者を指名しなかったとき。
- 二 委員会が指名することは適当ではない旨の意見を述べた指名候補者を指名したとき。
- 三 その他最高裁判所が必要と認めるとき。

(組織)

第五条 委員会は、委員十一人で組織する。

(委員の任命)

第六条 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者のうちから、最高裁判所が任命する。

(委員の任期等)

第七条 委員の任期は、三年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第八条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第九条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(説明の要求又は意見の聴取)

第十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、指名候補者に対して必要な説明を求め、又は指名候補者の意見を聴くことができる。

(協力依頼)

第十一条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、

裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会その他の団体又は個人に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を依頼することができる。

(地域委員会の設置)

第十二条 委員会に、地域委員会を置く。

2 地域委員会は、各高等裁判所の所在地に置く。

(地域委員会の所掌事務等)

第十三条 地域委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指名候補者に関する情報を収集して、その取りまとめを行うこと。

二 前号の規定により取りまとめた内容を委員会に報告すること。

2 地域委員会は、前項第二号の規定により報告をするに当たっては、必要な意見を付することができる。

(地域委員会の組織)

第十四条 地域委員会は、地域委員五人で組織する。ただし、最高裁判所が必要と認める場合には、十人に達するまで地域委員の数を増加することができる。

(地域委員の任命)

第十五条 各地域委員会の地域委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者であって、各地域委員会に係る高等裁判所の管轄区域内において居住し、又は執務するもののうちから、最高裁判所が任命する。

(地域委員長)

第十六条 地域委員会に地域委員長を置き、地域委員の互選により選任する。

2 第八条第二項及び第三項の規定は、地域委員長について準用する。

(準用規定)

第十七条 第七条及び第九条から第十一条までの規定は、地域委員会について準用する。

(庶務)

第十八条 委員会の庶務は、最高裁判所事務総局総務局において処理する。ただし、地域委員会に係るものについては、各地域委員会に係る高等裁判所の事務局総務課において処理する。

(雑則)

第十九条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。ただし、地域委員会に係るものについては、地域委員長が地域委員会に諮って定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 第三条第一項の規定は、任官希望者のうち平成十五年十月一日までに下級裁判所裁判官として任命されることを希望するものに関する諮問については、適用しない。

## 最高裁判所規則第九号

### 地方裁判所委員会規則

#### (設置)

第一条 地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、地方裁判所に地方裁判所委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二条 委員会は、当該委員会を置く地方裁判所の運営（その管轄区域内の簡易裁判所の運営を含む。）に関し、当該地方裁判所の諮問に応ずるとともに、当該地方裁判所に対して意見を述べるものとする。

#### (組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。ただし、最高裁判所が必要と認める場合には、二十五人に達するまで委員の数を増加することができる。

#### (委員の任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、第二条に規定する地方裁判所が任命する。

- 一 当該地方裁判所の管轄区域内において居住し、又は執務する学識経験者
- 二 当該地方裁判所を設立の基準とする弁護士会に所属する弁護士
- 三 当該地方裁判所に対応する地方検察庁又は当該地方裁判所の管轄区域内の簡易裁判所に対応する区検察庁の検察官
- 四 当該地方裁判所又はその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官

#### (委員の任期等)

第五条 委員の任期は、二年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

#### (委員長)

第六条 委員会に委員長を置き、当該委員会の委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### (部会)

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

( 庶務 )

第八条 委員会の庶務は、第二条に規定する地方裁判所の事務局総務課において処理する。

( 雑則 )

第九条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

## 最高裁判所規則第十号

### 家庭裁判所委員会規則

#### (設置)

第一条 家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため、家庭裁判所に家庭裁判所委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二条 委員会は、当該委員会を置く家庭裁判所の運営に関し、当該家庭裁判所の諮問に応ずるとともに、当該家庭裁判所に対して意見を述べるものとする。

#### (組織)

第三条 委員会は、委員十五人以内で組織する。ただし、最高裁判所が必要と認める場合には、二十五人に達するまで委員の数を増加することができる。

#### (委員の任命)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、第二条に規定する家庭裁判所が任命する。

- 一 当該家庭裁判所の管轄区域内において居住し、又は執務する学識経験者
- 二 当該家庭裁判所と管轄区域を同じくする地方裁判所を設立の基準とする弁護士会に所属する弁護士
- 三 当該家庭裁判所に対応する地方検察庁又は当該家庭裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所に対応する区検察庁の検察官
- 四 当該家庭裁判所の裁判官

#### (委員の任期等)

第五条 委員の任期は、二年とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

#### (委員長)

第六条 委員会に委員長を置き、当該委員会の委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

( 部会 )

第七条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

( 庶務 )

第八条 委員会の庶務は、第二条に規定する家庭裁判所の事務局総務課において処理する。

( 雑則 )

第九条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

( 施行期日 )

第一条 この規則は、平成十五年八月一日から施行する。

( 旧規則の廃止 )

第二条 家庭裁判所委員会規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十九号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

( 経過措置 )

第三条 この規則の施行の際現に旧規則第四条第四号又は第五号の委員に委嘱されている者は、この規則の施行の日に第四条の規定により同条第一号の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第五条第一項の規定にかかわらず、平成十六年七月三十一日(同日までの間に退任する委員にあっては、その退任の日)に満了するものとする。

第四条 平成十六年七月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、同条中「委員十五人以内」とあるのは、「附則第三条の規定により委員に任命されたものとみなされる者の数に委員会ごとに最高裁判所が別に定

める数を加えた員数（当該員数が十五人を下回る場合にあっては十五人）以内の委員」とする。

- 2 第三条ただし書の規定は、平成十六年七月三十一日までの間においては、附則第三条の規定により委員に任命されたものとみなされる者の数に委員会ごとに最高裁判所が別に定める数を加えた員数が二十五人以上である委員会については、適用しない。

「最高裁裁判官の選任過程について

透明性・客観性を確保するための適切な措置」について

議事整理メモ・要旨

以下は、座長において、第12回ないし第14回法曹制度検討会における「最高裁裁判官の選任過程について透明性・客観性を確保するための適切な措置」に関する各委員の発言内容を、適宜項目別に要約・整理した議事整理メモの要旨である。

「任命諮問委員会」の設置について積極的な意見（2名）

昭和50年代に法案として提案された「任命諮問委員会」が参考になるが、更に相当の検討が必要であるという意見（1名）

「任命諮問委員会」を設置することの是非について結論を留保する意見（2名）

現状の最高裁判所の機構・機能を前提とする場合には、これまで設置され、あるいは構想された「任命諮問委員会」を設置することには問題がある、更に設置には消極である、とする意見（4名）

最高裁裁判官の選任について行政府だけでなく立法府も関与する制度が望ましいとする意見（1名）

これまで設置され、あるいは構想された「任命諮問委員会」とは権限・機能において異なる委員会ないし機関を設置することを検討すべきであるとする意見（2名）

選任過程の透明性・客観性の問題を検討する場合の議論の広がり、法曹制度検討会における議論の在り方・限界、最高裁判所の在り方についての議論の

必要性などについての意見（５名）

これまで最高裁判所が果たしてきた役割・機能などについての意見

選任された最高裁裁判官についての説明の在り方などについての意見

## 「最高裁裁判官の選任過程について

### 「透明性・客観性を確保するための適切な措置」について

#### 議事整理メモ

以下は、座長において、第12回ないし第14回法曹制度検討会における「最高裁裁判官の選任過程について透明性・客観性を確保するための適切な措置」に関する各委員の発言内容を、適宜項目別に要約・整理したものである。

(注) 第12回検討会においては、第11回検討会で行われた外国調査グループからの報告や過去に存在した制度等についての事務局からの説明などを材料とした自由討論を行い、第13回、第14回検討会においては、現在の最高裁判所の機構を前提とした上で「任命諮問委員会」の設置の是非について議論した(現在の最高裁判所の機構を前提とする議論には限界があるとする立場からの意見表明も可とした。)

### 「任命諮問委員会」の設置について積極的な意見

- ・ 司法制度改革審議会意見書(以下、意見書という。)を見ても、昭和22年当時の制度にも触れられており、最高裁裁判官の選任過程の透明化については、単なる運用面での対応だけではなく、制度面での対応を考慮しておくべき時期にきている。(第12回・木村委員)
- ・ 昭和50年代に国会に提出された最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案の趣旨説明には、現行法上、最高裁裁判官の指名・任命は、内閣の専権であり、全く自由に行使することができ、それが適正に行われることを制度的に保障すべきものがない、などと、大事なポイントを突いている点があり、最高裁裁判官の選任がこのような委員会の手続を経ることになれば、納得のできる側面が出てくる。特に、設置法案が提案するような国会、司法関係の委員が納得した形で最高裁裁判官が選任されたということになれば、国民も納得できるのではないか。(第13回・木村委員)
- ・ 最高裁裁判官の選任過程の透明性・客観性を確保するためには、国民を代表する委員も入ったところで選任が行われているということを内閣が表明

する責任があり、憲法の規定は尊重しながら、その中で透明性を確保するための措置を積極的に講ずる方向が望ましい。(第14回・木村委員)

- ・我が国の最高裁判所は、憲法裁判所的な機能を持った司法裁判所であるから、意見書がいうように、最高裁裁判官に対する国民の信頼を高めるためには、第1に、司法裁判所裁判官として、すなわち実務家として、国民の信頼に応える公平で実力のある裁判官を選任する必要がある、第2に、憲法裁判所的な機能を有するので、政治的な面でも信頼感を持たれる必要がある、そのためには、民主的な正統性を有し、他の政治権力との関係で独立を保ち、少数者のためにもきちんとした政治的な発言のできる資質を備えた裁判官を選任する必要がある。そして、このような裁判官を選任することを担保する制度として「裁判官任命諮問委員会」を制度化する時期にきており、裁判官選任の審査基準、審査手続、委員選任方法などを定めるべきである。(第12回、第13回・平山委員)
- ・司法の役割がますます増大する21世紀においては、下級裁判所裁判官について「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」が設置されることからみても、最高裁判所に国民的基盤を与えることが極めて重要であり、委員の中に法曹以外の市民が参加する「裁判官任命諮問委員会」の設置を考えるべきである。(第14回・平山委員)

---

昭和50年代に法案として提案された「任命諮問委員会」が参考になるが、更に相当の検討が必要であるという意見

- ・どのような組織にするのかは別として、「任命諮問委員会」組織を設置することが必要ではないかと基本的には考える。ただ、昭和22年当時の状況とは事情が全く異なるし、昭和32年の制度も最高裁判所の機構改革を前提にしたものであるから取り得ないとする、昭和50年代の法律による諮問委員会の設置が参考となるが、組織の構成人員、運用、権限等について相当検討すべきであり、むしろこれまでにない形の諮問委員会を構想すべきである。(第13回・松尾委員)

### 「任命諮問委員会」を設置することの是非について結論を留保する意見

- ・現在の最高裁判所の機構を変えない前提で考えると、10人以上は法律の専門家でなければならない、という枠があり、かつ、最高裁判所には最終的な法律判断を求めて多数の事件が持ち込まれ、これを処理するには、法的に高度の専門性を備えた者が必要とされている、ということがある。したがって、諮問委員会を設置すれば、国民の目から見ると選任過程にスクリーニングがかかる感じはするが、諮問委員会が機能するのはよく分からない。結果的には、同じことになり、諮問委員会は一体何をやっているのか、ということにもなりかねず、設置に賛成とも反対とも言いかねる。実態がどうなるのかを考える必要があり、理念だけで設置するわけにはいかない。委員の選任の問題もあるし、15人を一斉に選任するのであればそれなりの意味があるが、年に1人、2人を先ほどの枠の中で選任すると、委員会による選任にどれだけの実質的な効果があるのか、ということも考えておく必要がある。(第13回・中川委員)
- ・諸外国においては、我が国に比べ、最高裁判所裁判官の選任過程についての政治ないし政党の関与の度合いが大きい感じがし、我が国の場合、裁判所と政治は距離を持っており、最高裁判所裁判官の選任も正しく行われている感じがする。設置した委員会が機能すれば、透明性・客観性の観点からは現在よりも良いが、設置すべきであるとは決めがたい。(第13回・岡田委員)

### 現状の最高裁判所の機構・機能を前提とする場合には、これまで設置され、あるいは構想された「任命諮問委員会」を設置することには問題がある、更に設置には消極である、とする意見

- ・現在の最高裁判所は、違憲審査の機能と通常の事件についての上告審の機能を果たしているが、最高裁判所裁判官としては、前者については思想的・政治的判断を求められるのに対し、後者については実務的・専門的判断を求められる。このような最高裁判所裁判官の選任過程に透明性・客観性を持たせ、

設置した委員会においてどう判断するかということになると、矛盾が出てくる。その意味で、現行の最高裁判所の仕組みを残しつつ、透明・客観的な選任をしたり、設置した委員会を機能させるのは難しいのではないか。

(第13回・奥野委員)

- ・今の時点での最高裁判官の選任は、昭和22年当時とは異なり、後任者にどのようにして適格者を選任するかという局面での問題となる。人事の本質から考えると、前任者の役割を踏まえて後任となる者の能力がそれにふさわしいかどうかを決める必要があるが、そのためには前任者、後任者について質の高い情報を有している者が選任に関与すべきことになる。また、憲法は、議院内閣制を採用した上で、司法権と行政権のチェック・アンド・バランスの観点から、最高裁判官の選任を内閣の専権としている。任命権者以外の他の機関の関与を認めているアメリカ、ドイツ、フランスも、そのような仕組みはいずれも憲法上の仕組みとされており、何らかの仕組みを設けるとしても、本来は憲法で設けるのが筋ではないか。さらに、現在最高裁判所が担っている職責・役割を果たすためには、多数の民事事件、刑事事件の処理が必要であり、人事の本質からいえば、そのような観点からみた適格者を充てざるを得ない。以上のような憲法上の視点や現状における最高裁判所の職責・役割からすると、任命過程において何らかの措置を講ずることについては、具体的な制度設計は極めて難しいと考えている。(第13回・佐々木委員)

- ・現在の最高裁判所の機構、在り方を見直さずに考えると、実効的な措置を考えれば考えるほど憲法問題に入らざるを得なくなる。下級裁判所の裁判官についての諮問委員会は、裁判所の権限の中での問題であるが、最高裁判官についての内閣の任命・指名をどう適正に行うかということについて諮問委員会を設置するということになると、権力分立の仕組みそのものをどうするか、という問題が絡み、憲法問題になる。下級裁判所の裁判官の任命・諮問手続については、最高裁に戻して検討してもらっていることを考えると、最高裁判官の選任の問題は、まず内閣で考えてください、

ということになるのではないか。現状に問題があることは事実であるが、何らかの諮問委員会的なものを設置するだけでは問題は解決しないと思う。(第13回・田中委員)

- ・現在の最高裁判所の機能・機構、果たしている役割、特に年間新受件数に現れているように、最高裁判所が現実に果たしている機能の力点は民事、刑事の具体的な事件の解決にあり、退官者を補充する後任者の任命については、専門分野を考慮して選任せざるを得ない。そうすると、私としては、「任命諮問委員会」を設置しても、何を議論するのか具体的なイメージを作り上げることができないし、内閣の憲法上の権限と委員会との絡みも重要な問題として残っているのであるから、委員会の設置には消極である。(第13回・小貫委員)

#### 最高裁判官の選任について行政府だけでなく立法府も関与する制度が望ましいとする意見

- ・三権分立から考えると、最高裁判官の選任を政府の専権にするのではなく、立法府と行政府が緊張関係を持ちつつ決定する仕組みをとるべきであり、例えば、行政府が指名した者について、議会が同意するかどうかでチェックする制度が望ましい。憲法がそのような規定をしていないのは、制度の不備であり、顧問会議を通じて、内閣や立法府に発言して欲しい。(第13回・奥野委員)

#### これまで設置され、あるいは構想された「任命諮問委員会」とは権限・機能において異なる委員会ないし機関を設置することを検討すべきであるとする意見

- ・意見書がいう透明性とは、最終判断の理由、そういう選定に至った理由を説明する、ということであり、客観性とは、あらゆる情報を収集して適任者を選んだ、そういう努力をしたという過程が必要である、ということであると思う。そうすると、内閣自身がそのような機関の助力を必要とするというのであれば、有能な人材に関する情報収集、情報提供機能を果たす

機関を内閣の中に設置することは可能であろう。また、その機関は、国民審査の際に情報提供を行うことになる。(第13回・釜田委員)

- ・最高裁裁判官の選任について、内閣対国民の審査という形の緊張関係を作り出すための委員会、例えば、内閣が選んだ者について、当該委員会で模擬議会証言のようなことを行って、その人の資質、経歴や、その人がどのような考え方の持ち主かを明らかにした上、電子媒体で公開し、問題があれば内閣は国民審査をおそれて任命をやめ、そうでなければ任命する、そのようなことをする委員会を作ることは可能ではないか。(第13回・奥野委員)

選任過程の透明性・客観性の問題を検討する場合の議論の広がり、法曹制度検討会における議論の在り方・限界、最高裁判所の在り方についての議論の必要性などについての意見

- ・単なる運用面の透明化だけでなく、機構改革を含めた大きなとらえ方をすべきであるが、政治に関わる大きな問題であり、意見書が法曹制度検討会に対し、そこまでの検討を求めているとは思われない。(第12回・松尾委員)
- ・選任手続の透明性の問題も大事だが、最高裁の制度自体についてその機能向上のためにどうすべきか考えるべきである。最高裁裁判官の選任の制度は、最高裁の制度や国民審査制度の在り方にも関連してくるので、選任制度だけ取り出して議論することは難しいのではないか。また、一時期に選任されるのは、1、2名であり、しかも出身分野が決まっていることが、後任者選択の幅を狭めている。(第12回・奥野委員)
- ・最高裁判所の在り方については、司法の根幹に関わる問題であり、小さな委員会で処理するのではなく、国民の代表が意思表示できるしかるべき場できちんと議論すべきである。(第12回・中川委員)

- ・意見書の趣旨が、単に選任プロセスの透明化・客観化にあるとすれば、例えば、候補者の情報を十分に収集するとか、それを公開するなどの方法が考えられる。しかし、司法改革を進める中で、下級審の処理能力を向上させるとともに、最高裁判所については、その役割分担をはっきりさせ、憲法判断や法令解釈の統一という本来の機能を強化すべきであり、そのような観点を踏まえた最高裁裁判官の選任システムはどういうものが適切か、という問題提起であるとするれば、最高裁の機能、機構の見直しを含めて検討すべきことになるのではないか。(第14回・中川委員)
- ・最高裁判所の在り方や機構論を議論すべきであるという意見は理解できるが、憲法論にまで踏み込んだ機構論、制度論という幅広い、深い議論の場としては、当検討会ではなく別途の場が適当である。(第12回・小貫委員)
- ・最高裁裁判官の選任過程の透明化が議論の対象とされているが、適任者の選任ということになると、最高裁判所の位置づけや最高裁裁判官に対して何を期待するかという選任基準の問題と絡ませて議論する必要がある。透明化を図れば本来の期待されている機能を最高裁判所が果たすことになるというような形だけの議論に縮減することには問題がある。(第12回・田中委員)
- ・最高裁判所の機構論について議論することは適当でないにしても、現在の選任過程にある問題点の検討は、当検討会において行うべきである。また、事前裁量から事後チェックへという大きな流れがあり、三権の中で事後チェックを担う司法の改革をきちんと考えよう、といわれる中で、憲法についての国民の感情も少しずつ変わりつつあり、当検討会においても、最高裁判所の在り方についての問題提起を行うべきである。(第12回・奥野委員)
- ・当検討会においてどこまで検討できるのかについては、限界があると思う

が、この問題については矮小化してものを考えるべきではない。具体的な仕組みなどについて結論が出るものではないと思うが、この機会に最高裁判所の在り方を広く大きくとらえる形で議論し、顧問会議などを通じて政治サイドに反映させることを考えたい。(第12回・松尾委員)

#### これまで最高裁判所が果たしてきた役割・機能などについての意見

- ・例えば、投票価値の平等の問題の取扱いについてみられたとおり、これまで最高裁判所は必ずしもきちんとした形で機能してきたとはいえないのではないか。(第12回・奥野委員)
- ・我が国の最高裁判所には、少し活力がなくなっている。世の中はどんどん進んでいるのであるから、もう少し社会を進めるという姿勢があって良い。(第12回・中川委員)
- ・最高裁判官の人事問題の評価は、結局この55年間の最高裁判所の業績をどう評価するかによって変わってくる。よく比較されるのは、アメリカとドイツであるが、両国とも連邦制の国家であり、アメリカでは連邦最高裁に州法の統一を図ろうとする姿勢があって違憲判決は州法を対象とするものが多く、連邦法は少ない。スタート時から比較するというように、比較の仕方によっては、我が国の方が法令違憲の判断が多いという評価も可能である。(第12回・釜田委員)
- ・単一国家の我が国の場合は、議会との関係が重要であり、我が国の最高裁判所は憲法上国権の最高機関と位置づけられた国会との関係をどのように調整していくかについて、自制的であったという見方もできる。定数不均衡の問題も、30年間のやりとりを通じ、衆議院については国会自身が法改正をして2倍以内におさめるという方向に至ったことをどう評価するかの問題であり、1、2年で裁判所が突出して議会、行政に変わって改革の青写真を作るのが良いのか、裁判所が問題を投げ返し、議院内閣制をとる我が国の場合、本来その役割を担う議会が内閣と一緒に改革するのが、時

間はかかっても全体としては良いのか、という問題である。(第12回・釜田委員)

- ・今までの最高裁判所の業績と裁判官の人事問題をどのように結びつけて評価するかについての一つの尺度は、実際に国民審査制度で罷免された裁判官はいなかった、という事実である。(第12回・釜田委員)

#### 選任された最高裁裁判官についての説明の在り方などについての意見

- ・選任過程の透明化もさることながら、選任された裁判官が、国民の目から見て納得できる人かどうかが重要である。実際に選任された裁判官が、信頼に値すると判断できるような十分な説明をして欲しい。最高裁の裁判官はいわば公人であるから、プライバシーを多少犠牲にするくらいの覚悟があってしかるべきである。(第12回・中川委員)
- ・新たに行われるようになった内閣官房長官の記者会見による説明については、透明化という面で足りるのか、という感じを受ける。また、記者会見の内容がマスコミ報道の中で詳しく述べられているかという点必ずしもそうではない。だれが最高裁の裁判官に任命されることになったかということと、その人の経歴だけが報道されているのが実態であり、国民が、任命に関する透明化された情報を知ることができないという現状が続いているのではないか。(第13回・松尾委員)
- ・内閣として選任過程をどこまで説明できるかということになるが、個人のプライバシーのことも考慮する必要があるが、最大限の努力をする必要がある。それとともに、国民審査においても、対象となる裁判官についての、これまでよりも一歩も二歩も踏み出した情報提供が可能であり、現状では、そのような側面からの改善が望ましい。(第13回・小貫委員)

## 最高裁裁判官の任命について

最高裁裁判官の任命は、最高裁長官の意見を聞いたうえで、内閣として閣議決定する。

最高裁長官に意見を聞くのは、最高裁の運営の実情を踏まえたものとなるよう人事の万全を期すため慣例として行っている。

最高裁長官の意見は、一般的には、出身分野、候補者複数名と最適候補者に関するものである。

候補者については、(ア)主として裁判官、弁護士、検察官の場合は、最高裁長官から複数候補者について提示を受け、(イ)行政、外交を含む学識経験者については、原則内閣官房で候補者を選考し、いずれの場合も内閣総理大臣の判断を仰いだうえで閣議決定する。

その際、最高裁裁判官は国民審査をうける重い地位であることに鑑み、極力客観的かつ公正な見地から人選している。

現在の最高裁裁判官の出身分野は、最高裁の使命、扱っている事件の内容などを総合的に勘案した結果のもの。

現在の最高裁裁判官の 15 人の出身分野

裁判官 6 (民事 5、刑事 1)、弁護士 4、学識者 5 (大学教授 1、検察官 2、行政官 1、外交官 1)

最高裁裁判官の法律上の任命資格〔裁判所法 41 条〕

- ・ 識見の高い、法律の素養のある 40 歳以上の者。15 人のうち少なくとも 10 人は、高裁長官又は判事を 10 年以上  
高裁長官、判事、簡裁判事、検察官、弁護士、法律学の教授等で、通算 20 年以上

最高裁の使命 憲法判断、法令解釈の統一

平成 12 年度；新規受理件数 約 6,400 件 (うち民事事件 約 4,500 件。刑事事件 約 1,900 件。) 大法院事件 (憲法判断・判例変更) 8 件。

以上について、内定後官房長官記者会見で、可能な範囲で選考過程、選考理由を明らかにする。

なお、候補者を含め具体的な人選の過程は公表しない。

## 移動教室・出前教室・刑事裁判傍聴プログラムについて

### 移動教室プログラム

主に小中学生を対象に，検察庁において，庁舎見学や子供用広報ビデオの上映のほか，検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどする。

### 出前教室プログラム

主に小中学生を対象に，検察職員が学校等の教育機関に出向くなどして，検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどする。

### 刑事裁判傍聴プログラム

主に，高校生，大学生，社会人を対象に，実際の法廷における裁判傍聴を行うとともに，検察官・検察庁の業務に関する質疑応答を行うなどする。

## 平成14年度移動教室プログラム等実施状況

	小学生	中学生	高校生	大学生等	一般	合計
移動教室プログラム	579名 (25)	843名 (118)	407名 (40)	609名 (39)	544名 (34)	2982名 (256)
出前教室プログラム	333名 (4)	1608名 (14)	1985名 (4)	250名 (1)	251名 (2)	4427名 (25)
刑事裁判傍聴プログラム	15名 (1)	70名 (6)	10名 (3)	47名 (5)	60名 (5)	202名 (20)
合計	927名 (30)	2521名 (138)	2402名 (47)	906名 (45)	855名 (41)	7611名 (301)

各検察庁からの報告に基づく（平成15年3月末現在）。

括弧内は、実施回数。

大学生等には、専門学校生、短期大学生、大学院生を含む。

中学生及び高校生、中学生及び一般に対して行われたプログラムについては、中学生欄に計上し、小学生及び中学生に対して行われたプログラムについては、小学生の欄に計上した。

裁判所及び弁護士会との共同実施も含む。